

都道府県インフルエンザワクチン担当者会議次第

平成20年9月18日(木)

10:00~11:30

中央合同庁舎5号館低層棟2階講堂

- | | | | |
|-------------------------------|------------------------|-------|---------------|
| 1. 開 会 | | | 10:00 |
| 2. 議 事 | | | |
| (1) 挨拶 | 血液対策課長 | 新村 和哉 | 10:00
(5) |
| (2) インフルエンザワクチン対策について | 日本医師会常任理事 | 飯沼 雅朗 | 10:05
(5) |
| (3) インフルエンザを含む感染症の動向について | 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官 | 大日 康史 | 10:10
(30) |
| (4) 需要検討会/安定供給対策通知 | 血液対策課課長補佐 | 堀内 直哉 | 10:40
(5) |
| (5) 予防接種法の下での対応 | 健康局結核感染症課課長補佐 | 山田 隆雄 | 10:45
(10) |
| (6) 都道府県アンケート及び都道府県別予約状況調査 | 血液対策課情報企画係長 | 山本 光寿 | 10:55
(5) |
| (7) ワクチン製造業者・販売会社の今シーズンにおける取組 | 細菌製剤協会理事長 | 岡 徹也 | 11:00
(10) |
| (8) インフルエンザワクチンの流通について | 日本医薬品卸業連合会流通近代化検討委員会委員 | 篠原 恒夫 | 11:10
(10) |
| 3. 質疑応答 | | | 11:20
(10) |
| 4. 閉 会 | | | 11:30 |

都道府県インフルエンザワクチン担当者会議

資料

- 資料 1 インフルエンザを含む感染症の動向について
- 資料 2-1 第12回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について
- 資料 2-2 インフルエンザワクチンの安定供給対策について
(H20.7.8付け通知)
- 資料 3 各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方
- 資料 4 都道府県別インフルエンザワクチン予約状況の調査結果について
- 資料 5 ワクチン製造業者・販売業者の今シーズンにおける取り組み
- 参考資料 インフルエンザワクチン製造量の推移(H20.9.18現在)

平成20年9月18日(木)

厚生労働省医薬食品局血液対策課

都道府県インフルエンザワクチン担当者会議

インフルエンザを含む
感染症の動向について

国立感染症研究所 感染症情報センター

2007/08シーズンの流行の特徴

2007/08シーズンの流行の特徴 「早い流行開始」

流行開始：2007年第47週（11月中）

昨年は、2007年第3週

1987年の感染症発生動向調査開始以降では最も早く始まり、冬期休暇中に一旦報告数が減少した

流行のピーク 2008年第5週

第5週の定点あたり報告数（17.62）は過去10シーズンの最多報告数と比較しても2000/01年シーズンに次いで低い値

週別、年別定点あたりインフルエンザ患者報告数
（現在のインフルエンザ定点数：内科約2,000、小児科約3,000）

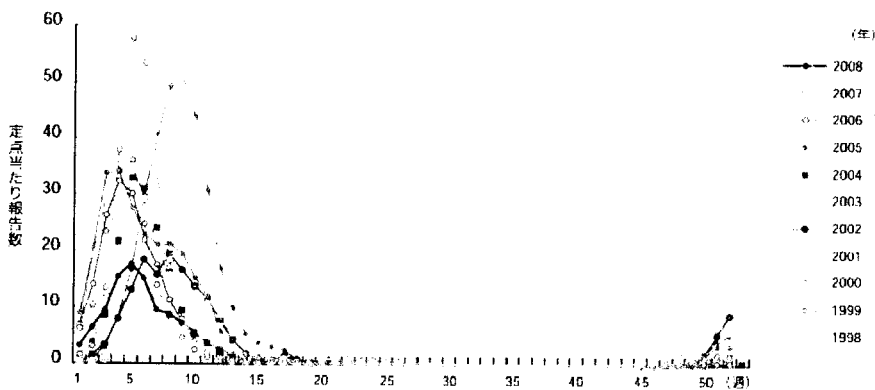


図1. インフルエンザの年別・週別発生状況(1998年～2008年第9週)

（感染症発生動向調査より）

<http://idsc.nih.gov.jp/idwr/kanja/weeklygraph/01flu.html>

2007/08シーズン都道府県別インフルエンザ患者報告数

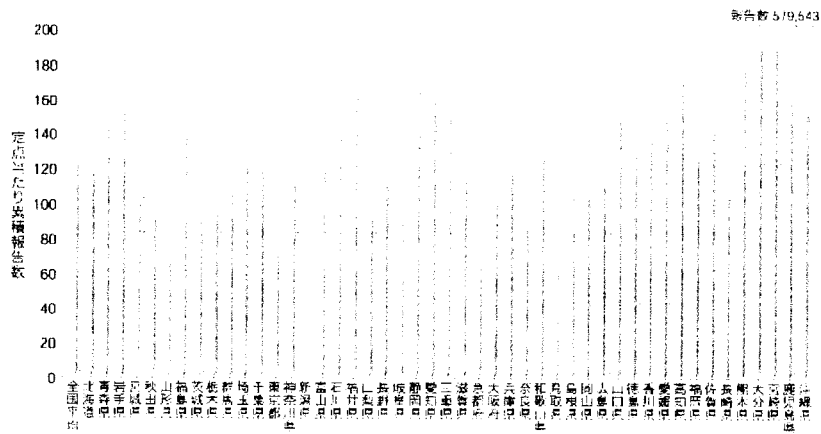
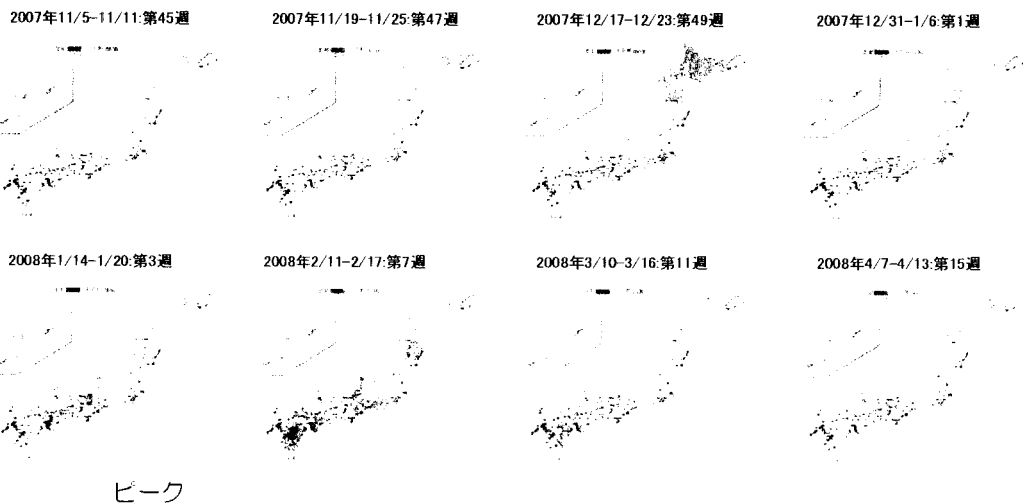


図3 2007/08シーズンのインフルエンザの都道府県別累積報告状況
(2007年第36週～2008年第9週)

感染症週報：IDWRより

2007/08シーズン週別都道府県別インフルエンザ患者報告数



インフルエンザ流行レベルマップより

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/inf-keiho/index.html>

インフルエンザ報告患者年齢別割合 2007/08シーズンおよび2006/07シーズン

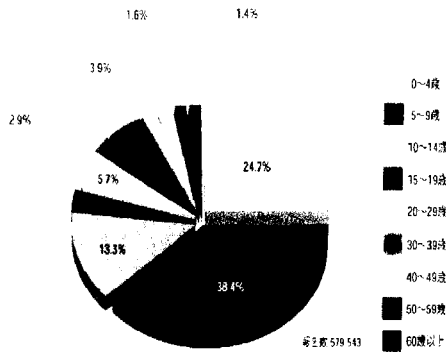


図4. 2007/08シーズンのインフルエンザ報告患者の年齢別割合
(2007年第36週～2008年第9週)



図5. インフルエンザの報告患者の年齢別割合 (2006年第36週～2007年第29週)

感染症週報：IDWRより

インフルエンザ様疾患による休校、学年閉鎖、学級閉鎖数 (厚生労働省結核感染症課調査)

	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数
2007/08シーズン (11/5～7/19)	377	2015	4428
2006/07シーズン (11/5～7/14)	381	3687	10035
2005/06シーズン (11/6～3/25)	283	2217	6599

ウイルス分離状況

各都道府県市の地方衛生研究所からの分離報告

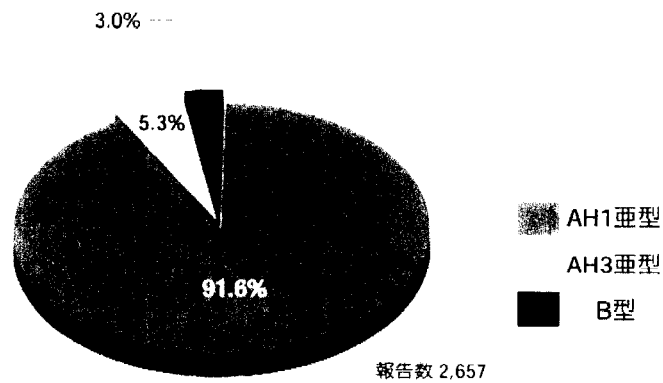
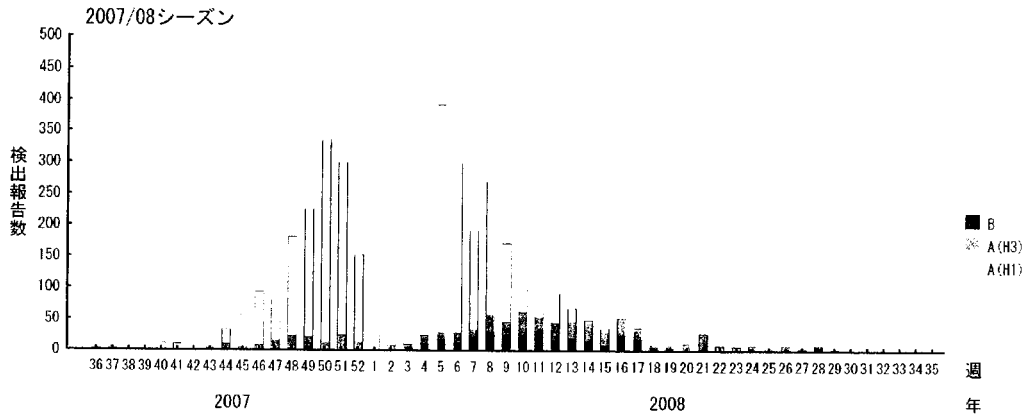


図5. インフルエンザウイルス型別分離・検出割合報告(2007年第36週～2008年第9週)
(病原微生物検出情報: 2008年3月6日現在報告数)

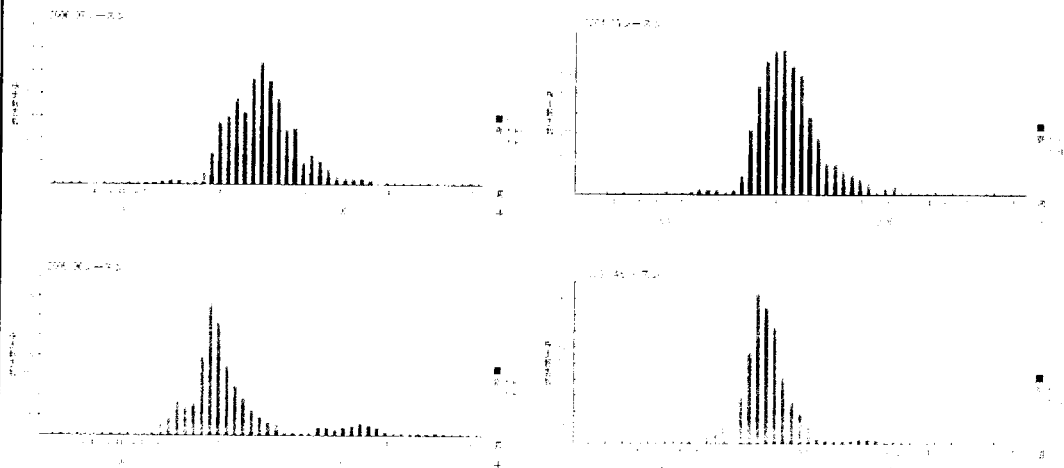
感染症週報IDWRより

各都道府県市の地方衛生研究所からの分離報告



病原微生物検出情報IASRより

各都道府県市の地方衛生研究所からの分離報告



病原微生物検出情報IASRより

インフルエンザワクチン

Recommended composition of influenza virus vaccines for use in the 2008-2009 northern hemisphere influenza season

WHO Epidemic and Pandemic Alert and Response (EPR)

ホームページより

Recommended composition of influenza virus vaccines for use in the 2008-2009 northern hemisphere influenza season

It is recommended that vaccines for use in the 2008-2009 influenza season (northern hemisphere winter) contain the following:

- an A/Brisbane/59/2007 (H1N1)-like virus;
- an A/Brisbane/10/2007 (H3N2)-like virus;*
- a B/Florida/4/2006-like virus.#

* A/Brisbane/10/2007 is a current southern hemisphere vaccine virus.

B/Florida/4/2006 and B/Brisbane/3/2007 (a B/Florida/4/2006-like virus) are current southern hemisphere vaccine viruses.

For more information

[Recommended composition of influenza virus vaccines for use in the 2008-2009 influenza season \[pdf 103kb\]](#)

<http://www.who.int/csr/disease/influenza/recommendations2007north/en/index.html>

今（2008/09）シーズンの 国内インフルエンザワクチン株

2008/2009

A/ブリスベン/59/2007 (H1N1)

A/ウルグアイ/716/2007 (H3N2)

B/フロリダ/4/2006

2007/2008

A/Solomon Islands(ソロモン諸島)/3/2006 (H1N1)

A/Hiroshima(広島)/52/2005 (H3N2)

B/Malaysia(マレーシア)/2506/2004 (ビクトリア系統株)

過去の国内インフルエンザワクチン株

シーズン	ワクチン株
2006/2007	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/Hiroshima(広島)/52/2005(H3N2) B/Malaysia(マレーシア)/2506/2004(Victoria 系統株)
2005/2006	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/New York(ニューヨーク)/55/2004(H3N2) B/Shanghai(上海)/361/2002(山形系統株)
2004/2005	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/Wyoming(ワイオミング)/3/2003(H3N2) B/Shanghai(上海)/361/2002(山形系統株)
2003/2004	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/Panama(パナマ)/2007/99(H3N2) B/Shandong(山東)/7/97(Victoria 系統株)
2002/2003	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/Panama(パナマ)/2007/99(H3N2) B/Shandong(山東)/7/97(Victoria 系統株)
2001/2002	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/Panama(パナマ)/2007/99(H3N2) B/Johannesburg(ヨハネスバーグ)/5/99(山形系統株)
2000/2001	A/New Caledonia(ニューカレドニア)/20/99(H1N1) A/Panama(パナマ)/2007/99(H3N2) B/山梨/166/98(山形系統株)
1999/2000	A/Beijing(北京)/262/95(H1N1) A/Sydney(シドニー)/5/97(H3N2) B/Shandong(山東)/7/97(Victoria 系統株)
1998/1999	A/Beijing(北京)/262/95(H1N1) A/Sydney(シドニー)/5/97(H3N2) B/三重/1/93(山形系統株)
1997/1998	A/Beijing(北京)/262/95(H1N1) A/Wuhan(武漢)/359/95(H3N2) B/三重/1/93(山形系統株) B/Guangdong(広東)/05/94(Victoria 系統株)
1996/1997	A/山形/32/89(H1N1) A/Wuhan(武漢)/359/95(H3N2) B/三重/1/93(山形系統株)
1995/1996	A/山形/32/89(H1N1) A/北九州/159/93(H3N2) B/三重/1/93(山形系統株)

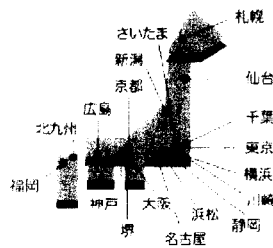
超過死亡

インフルエンザ関連死亡迅速把握システム

[2006年5月3日更新]

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/inf-rpd/index-rpd.html>

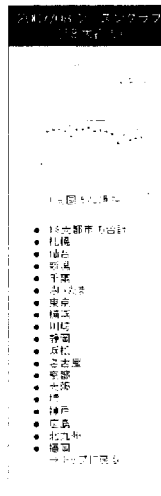
インフルエンザ関連死亡迅速把握システムによる 2007/08シーズン18大都市インフルエンザ・肺炎死亡報告



インフルエンザは毎年のように流行を繰り返し、社会生活に大きな影響を与えています。我が国では、この便便の社会へのインパクトを流行中に早期に検知するため、2000/01シーズンから18大都市（東京都及び指定都市）において、インフルエンザによる死亡および肺炎による死亡を、死亡診断書種別からの把握が可能であるようにシステム構築しました。

経時行、都市ごとのバリエーションを特定し、07/08年流行期からのデータを踏まえて、インフルエンザ流行が顕著な場合に死亡数（インフル）を検定（行）しました。検定済みの場合は自動的に、発生された死亡数にその都市における毎日の肺炎死亡数の割合を乗じて、総数推定値の増減に関する把握が可能になります。総数推定値は、実際の死亡数（点）が、インフル（棒）の95%信頼区間の上限である閾値（ピンク線）を上回っている間に行われる。実際の死亡数と閾値との差を差と定義します。「超過死亡」について注釈（2007/05/03）参照（死亡数に約1.5倍超過死亡を推定）を参照ください。

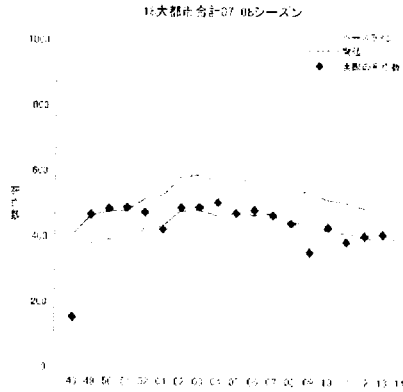
・2003年に札幌、大浜市、2005年福岡市、2006年に堺市、2007年に浜松市、新潟市、北九州市の計5都市に18大都市が加わりました。



インフルエンザ関連死亡迅速把握システム

19大都市の合計(2008年5月2日現在)

○全ての大都市が6段階に達しました。5月2日現在、19大都市合計では第48週に6名、第50週に10名、第51週に10名の超過死亡が観察されました。都市別では、仙台市(50週)、さいたま市(51週)、東京(49-51週)、横浜市(49-51週)、名古屋市(49-52週と5週、10-13週)、大阪市(10-12週)、神戸市(49週)、広島市(49週と8週)、福岡市(50-52週と8、10週)で超過死亡が観察されています。



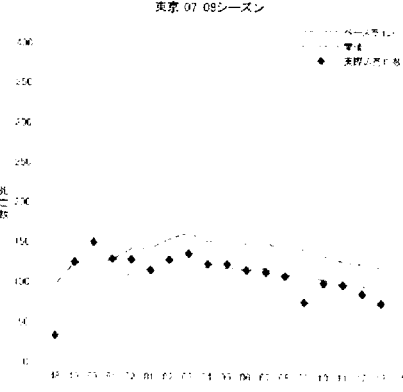
2007/08 シーズンスタッフ 19大都市

- 〔観測値の記録〕
- 19大都市の合計
 - 札幌
 - 仙台
 - 東京
 - 横浜
 - 名古屋
 - 京都
 - 大阪
 - 福岡
 - 仙台
 - 札幌
 - 仙台
 - 東京
 - 横浜
 - 名古屋
 - 京都
 - 大阪
 - 福岡
 - 仙台

インフルエンザ関連死亡迅速把握システム

東京(2008年5月2日現在)

○49週に2名、50週に26名、51週に2名の超過死亡が観察されています



2007/08 シーズンスタッフ 19大都市

- 〔観測値の記録〕
- 19大都市の合計
 - 札幌
 - 仙台
 - 東京
 - 横浜
 - 名古屋
 - 京都
 - 大阪
 - 福岡
 - 仙台
 - 札幌
 - 仙台
 - 東京
 - 横浜
 - 名古屋
 - 京都
 - 大阪
 - 福岡
 - 仙台

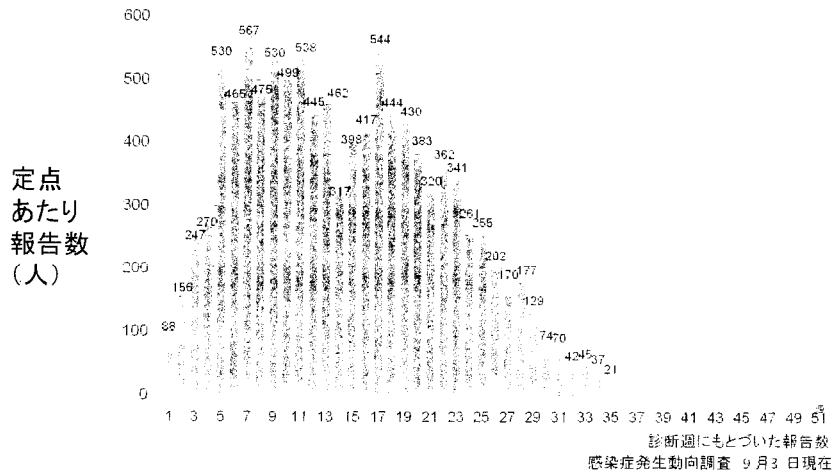


麻疹

2007/08シーズンの流行の特徴



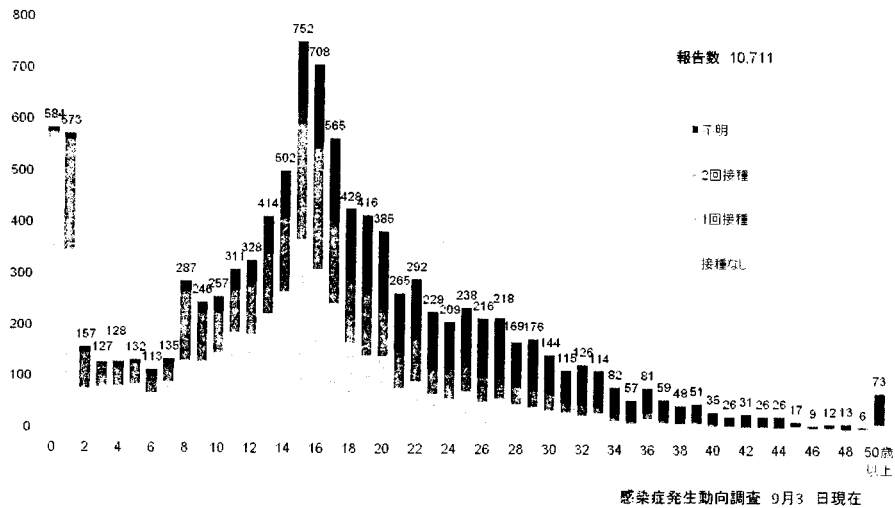
週別麻疹報告数 (n=10,711) 2008年第1-35週



(感染症発生動向調査より) (週)
<http://idsc.nih.gov/idwr/kanja/weeklygraph/01flu.html>



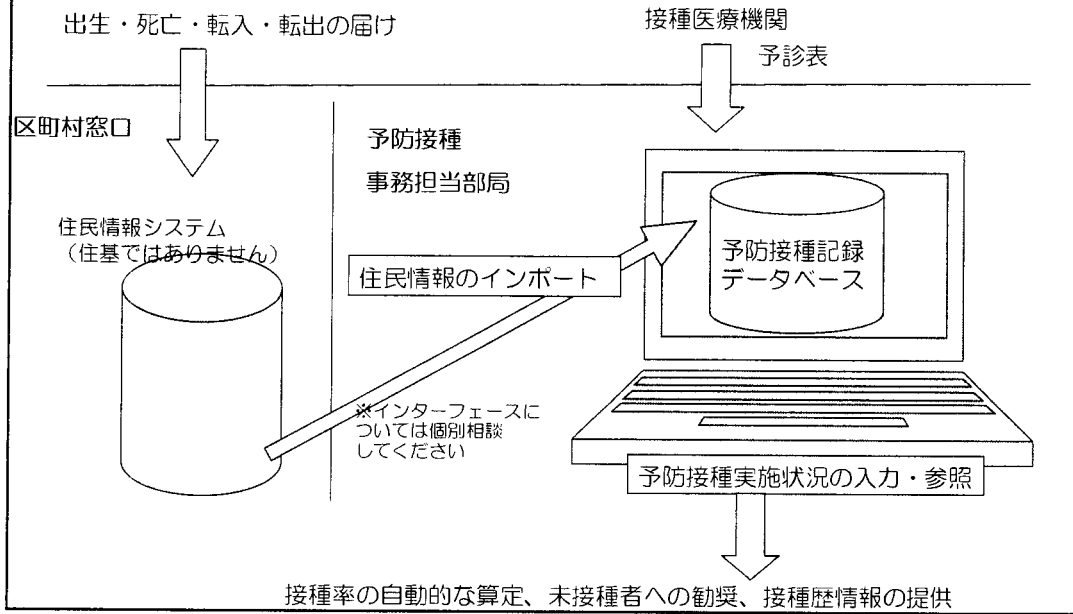
年齢別接種歴別麻疹累積報告数 (n=10,711) 2008年第1-35週



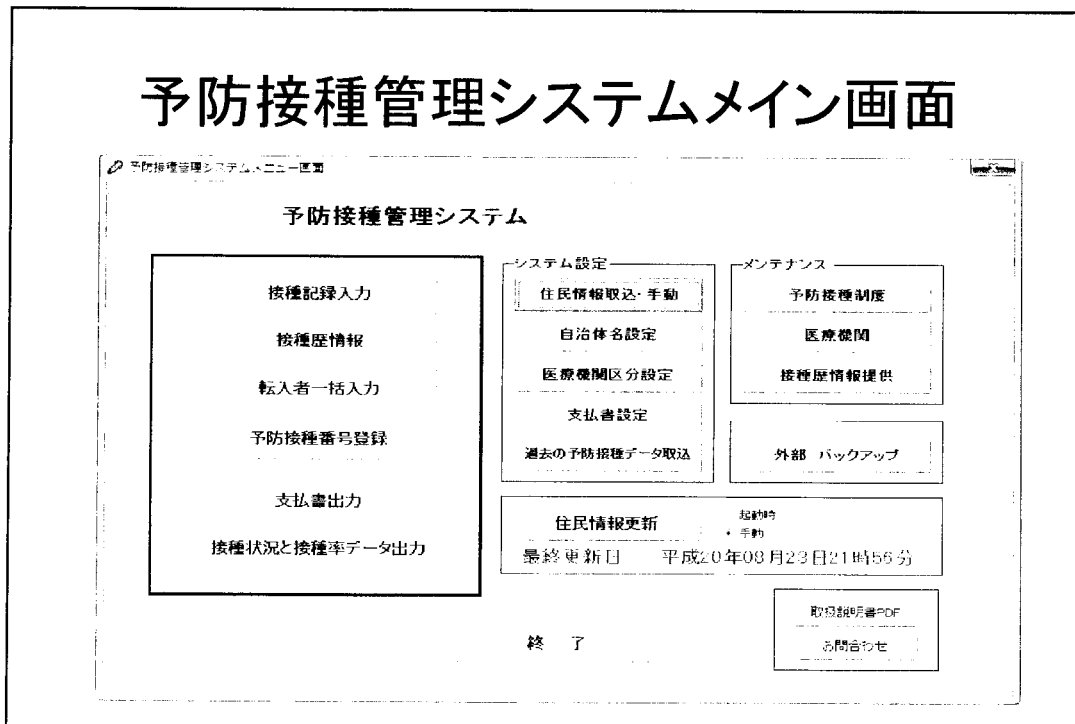
予防接種管理システム

- 特定感染症対応指針に基づくシステム
- 自治体によっては既に住民の予防摂取情報が電子化されている
- これから電子化を検討される自治体へ無償提供、サポート
- MR3,MR4の接種率向上のために構築
- 役所外のネットワークにはつながらない役所内のシステム
- 機能
 - ✓ 接種対象者の把握
 - ✓ 個人別予防接種状況の把握・・・個別勧奨の支援
 - ✓ 接種率の自動的な算定
 - ✓ 接種証明書の印刷

システム概要



予防接種管理システムメイン画面



接種記録入力画面

接種記録入力

医療機関名: [選択] 予防接種名: [選択] 生年月日: [選択] 接種年月日: [選択]

カナ氏名: [入力] 漢字氏名: [入力] 個人番号: [入力]

クリア 検索

番号	カナ氏名	漢字氏名	住所	生年月日	接種年月日	予防年月日	医療機関名	医師名	接種
1	アザチ ミル	足立 実	大津市大津町1-1	H19/7/1					
2	アザチ マスシ	足立 実	大津市大津町4-8-202	H18/7/1					
3	アザチ マスシ	足立 実	大津市大津町3-6-2	H18/4/3					
4	アザチ ミツシ	小杉 雄二	大津市大津町1-1	H15/6/2					
5	アザチ ナナ	藤原 那菜	大津市大津町1-34	H15/8/8					
6	アザチ エイサ	藤原 英作	大津市大津町1-33	H19/5/2					
7	アザチ ミコ	石田 美子	大津市大津町3-4	H15/3/16	H20/5/10	H20/5/10	白石医院	村 良子	
8	アザチ ヨウコ	尾崎 悠子	大津市下田5-9	H19/7/26					
9	アザチ リコ	上田 莉子	大津市大津町3-3	H19/11/28					
10	アザチ マコト	奥山 翔	大津市大津町1-1	H20/7/4					
11	イヤマ リン	井山 陸	大津市大津町7-4	H20/7/8					
12	ウエマツ レン	植松 蓮	大津市大津町4-8-202	H20/7/6					

個人番号表示 予防接種番号表示 接種場所表示 医師名表示 15件

全項目CSV 宛名ラベルCSV 登録 戻る

接種歴情報閲覧画面

接種歴情報

個人番号: 100000001 氏名: 足立 実 氏名(カナ): アザチ ミル

生年月日: 平成19年1月1日 性別: 男

住所: 大津市大津町1-1 管轄: 大津支所 区分: [選択] 状態: [選択]

クリア 検索

予防接種名	接種日	医療機関	住所
MR3期			
MR4期			
✓ DPT1期追加①回	平成20年2月4日	白石医院	
DPT1期追加②回			
DPT1期追加③回			
DPT1期追加			
DT2期			
✓ ポリオ1回	平成20年4月24日	白石医院	
ポリオ②回			
ポリオ再接種			
MR1期			
MR2期			
麻疹(1歳)			
麻疹(2歳)			
麻疹(3歳)			
麻疹(4歳)			
麻疹(5歳)			
日本脳炎1期1回			
日本脳炎1期2回			
日本脳炎1期追加			
ロタウイルス			

接種歴情報の提供 戻る

接種歴情報出力

接種歴情報

平成 30 年 4 月 22 日

氏 名：星 正 実
住 所：大津市大津町 1-1-1
生年月日：平成 19 年 1 月 1 日

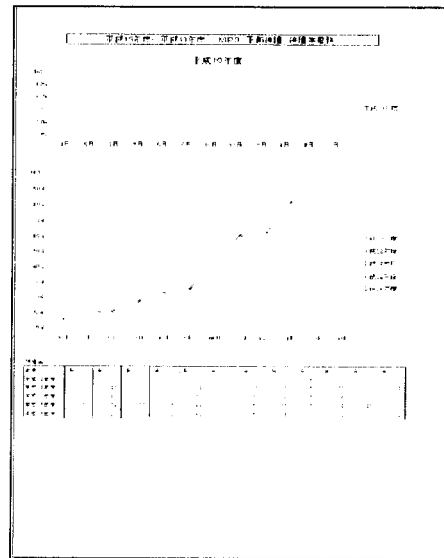
上記の者は下記の予防接種歴を有することと証明する。

記

種別	接種日	医療機関	医師名	備考
DPT1 最初回 1 回	平成 20 年 2 月 4 日	〇石医療	村 貞子	
2 回目	平成 20 年 4 月 24 日	〇石医療	村 貞子	
PCR	平成 19 年 4 月 5 日	〇石医療	村 貞子	

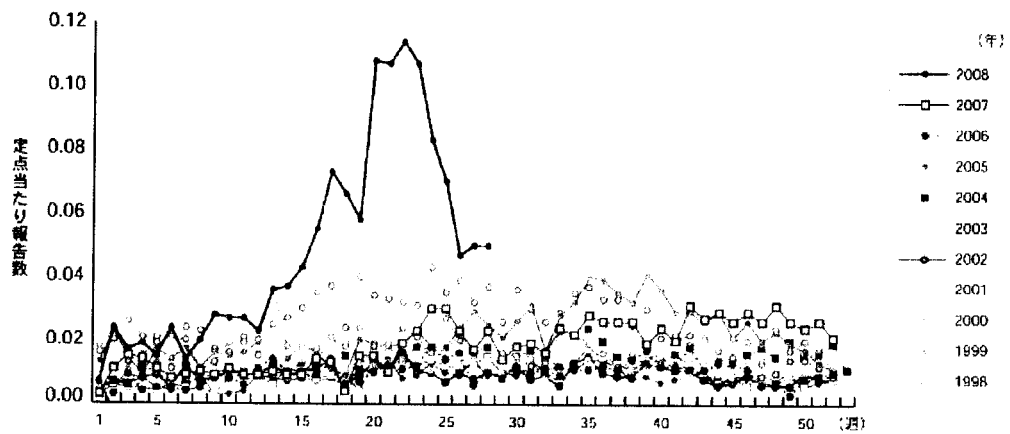
大津保健所
大津五区 大杉 権三

接種率グラフ



百日咳

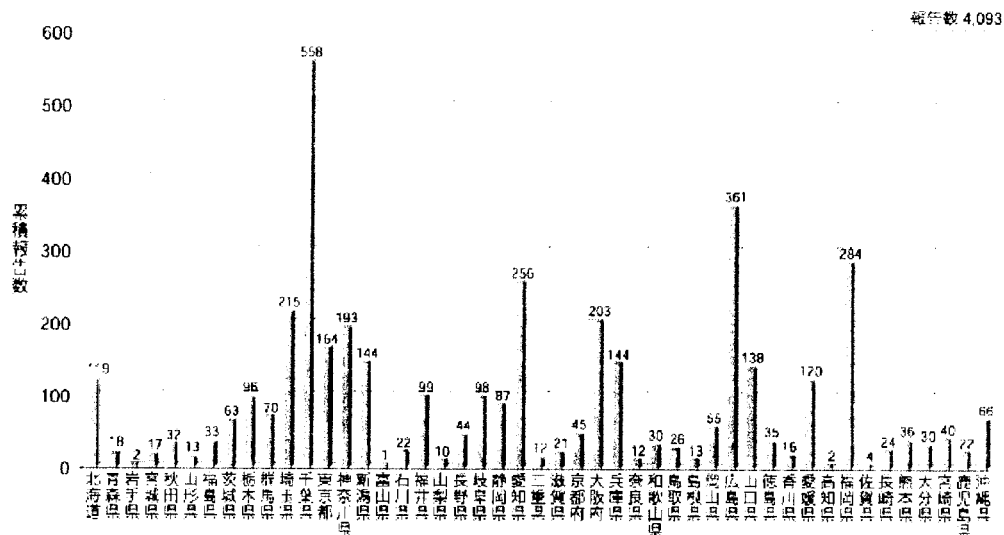
図1. 百日咳の年別・週別発生状況(1998~2008年第28週)



(感染症発生動向調査より)

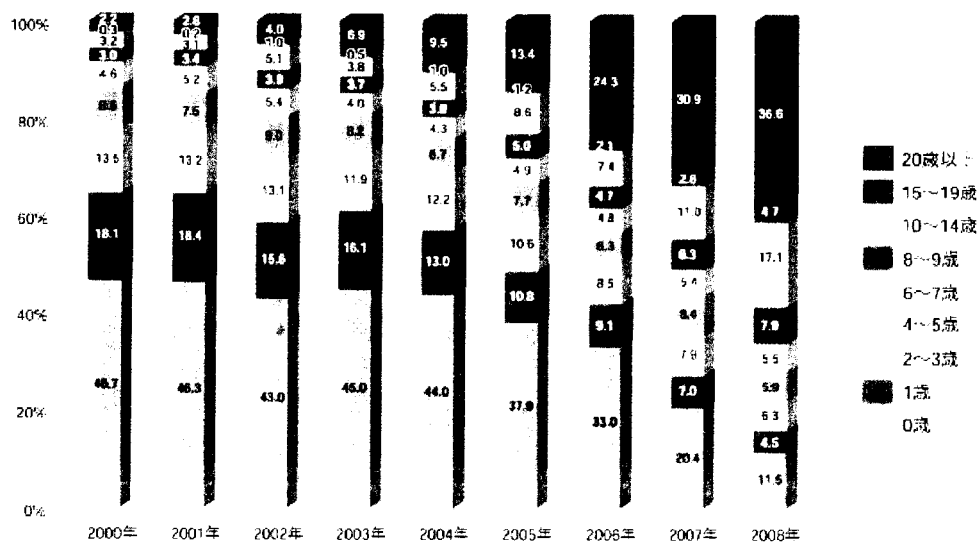
<http://idsc.nih.go.jp/idwr/kanja/weeklygraph/01flu.html>

図3. 百日咳の都道府県別累積報告状況(2008年第1~28週)



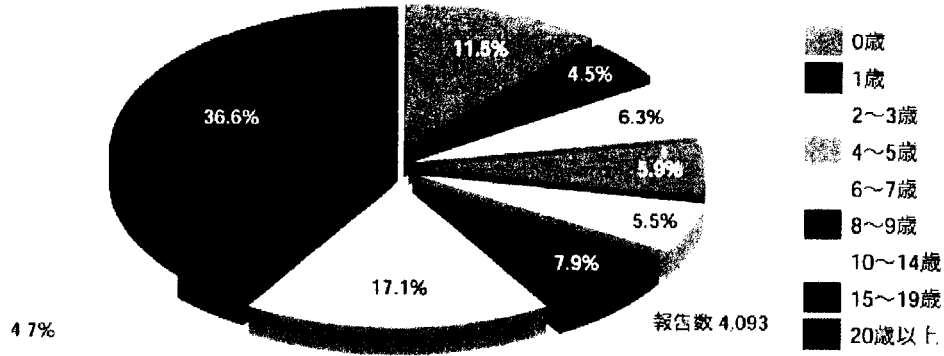
感染症週報：IDWRより

図4. 百日咳の年別・年齢群別割合(2000年~2008年第28週)



感染症週報：IDWRより

図5. 百日咳累積報告数の年齢群別割合(2008年第1～28週)



感染症週報：IDWRより

「百日咳発生DB（データベース）」
登録がはじまりました。

「百日咳」をクリックしてください。

2008年1月1日以降に百日咳と診断した患者についても登録できます。

全国の百日咳発生状況

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

「百日咳発生DBページ」

百日咳発生DB
全国の百日咳発生状況

百日咳

発生状況

現在、百日咳は特定病原体感染症であり、患者の発生は全国約1000例/年の発生率を維持しているが、また、その全国発生傾向は、旧暦の正月に、実際の発生状況、特に感染による発生率を、100%以上増加した事例も報告されている。

この発生率を「月別発生状況」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。また、「百日咳発生状況」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

なお、「百日咳発生状況」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

このページでは都道府県別発生状況を一覧に公開されています。また、詳しくは「発生率変動グラフ」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

発生率を比較する「発生率変動グラフ」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

発生状況を閲覧できるページが開きます
※ID、パスワードは不要です

登録に必要なIDとパスワードを取得するための連絡用メールが開きます

IDとパスワードを取得した方が登録等を行うためのページが開きます

Click

Click

Copyright ©2004 Infectious Disease Surveillance Center All Rights Reserved.

百日咳発生DB(感染症情報センター) Windows Internet Explorer

IDSC 感染症情報センター

**百日咳発生DB
全国の百日咳発生状況**

現在、百日咳は特定病原体感染症であり、患者の発生は全国約1000例/年の発生率を維持しているが、また、その全国発生傾向は、旧暦の正月に、実際の発生状況、特に感染による発生率を、100%以上増加した事例も報告されている。

この発生率を「月別発生状況」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。また、「百日咳発生状況」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

なお、「百日咳発生状況」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

このページでは都道府県別発生状況を一覧に公開されています。また、詳しくは「発生率変動グラフ」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

発生率を比較する「発生率変動グラフ」を掲載するほか、発生率を比較する「発生率変動グラフ」も掲載している。

発生状況を閲覧できるページが開きます
※ID、パスワードは不要です

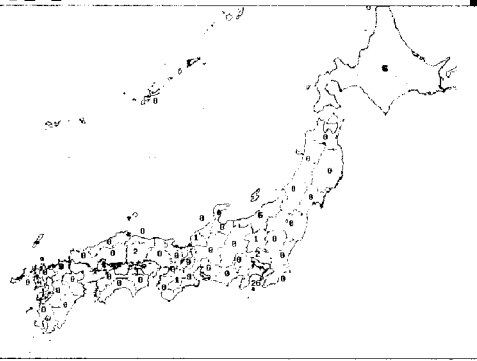
登録に必要なIDとパスワードを取得するための連絡用メールが開きます

IDとパスワードを取得した方が登録等を行うためのページが開きます

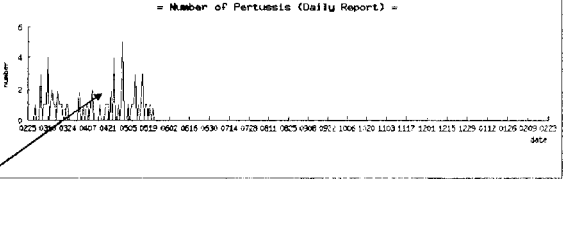
Click

Click

Copyright ©2004 Infectious Disease Surveillance Center All Rights Reserved.

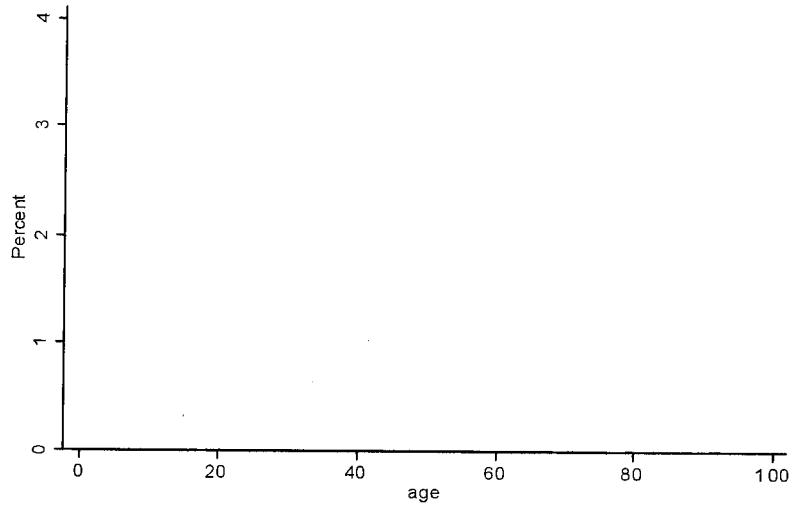


= Number of Pertussis (Daily Report) =

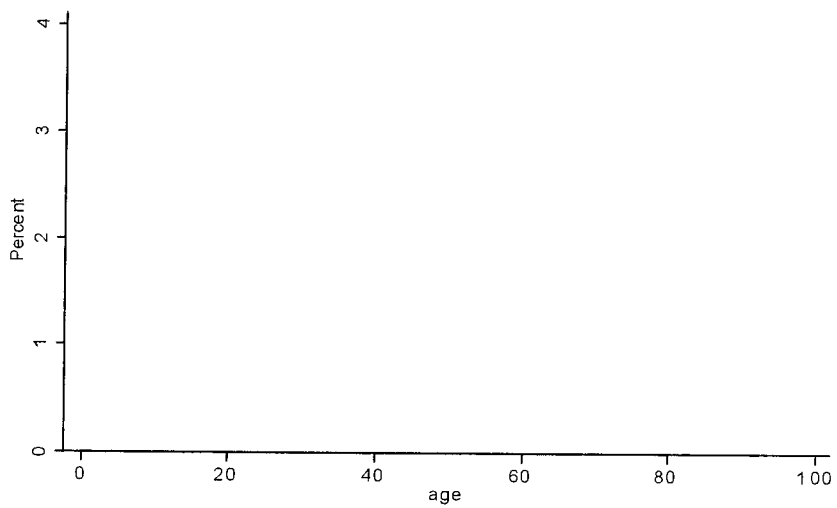


データベースへの登録をお願いいたします。

全例(n=467)
成人(16歳以上)例は67%, 平均年齢27歳



検査陽性例のみ(n=387)
成人(16歳以上)例は67%



診断基準	件数
臨床診断	42
検査結果	51
両方	343

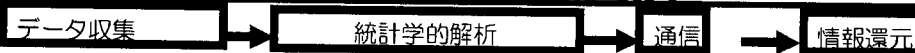
転帰	件数	内合併症
外来で快復	375	1
入院	22	2
否定	3	

検査方法	実施件数	陽性件数
菌分離	76	4
菌凝集素価（ペア血清）	28	23
菌凝集素価（シングル血清）	336	282
抗PT(百日咳毒素)抗体・抗FHA(線維状赤血球凝集素)抗体（ペア血清）	3	3
抗PT(百日咳毒素)抗体・抗FHA(線維状赤血球凝集素)抗体（シングル血清）	116	99
遺伝子検査（PCR、LAMP）	67	59
その他	3	2

注：重複あり

早期探知サーベイランス

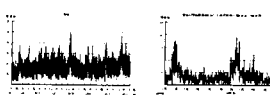
日常業務以上の手間をかけずに地域の状況を共有
データ提供元の詳細な状況は、当該データ提供元のみで還元
将来的には他の症候群サーベイランス（医療機関、学校欠席等）と情報交換



処方箋の情報



感染症流行探知する
アルゴリズム



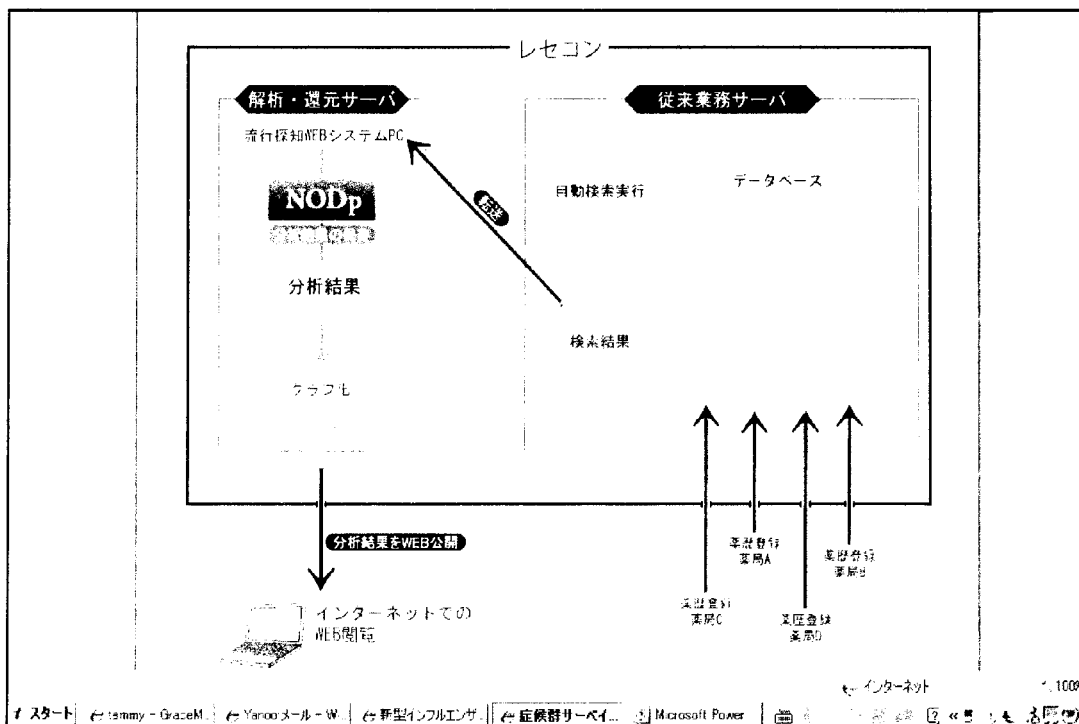
当薬局の流行探知状況
地域的流行状況



完全自動化

背景

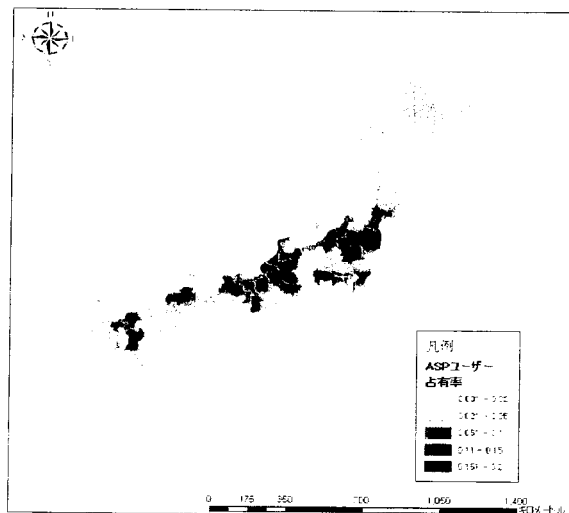
- 医薬分業率: 全国平均50%を越える
- 調剤薬局でのレセコン導入率は非常に高い
- 電子カルテを導入していない医療機関における受診状況を把握できる
- 毎晩自動的に、レセコンの個人情報参照せずに薬効分類毎の処方箋枚数を勘定、解析、地域的に集約
- ASP型(全国一か所のデータセンターにデータが集約、保管されている形式)ならば安全で効率的で広域をカバーできる
- ASP型が今後普及の見通し

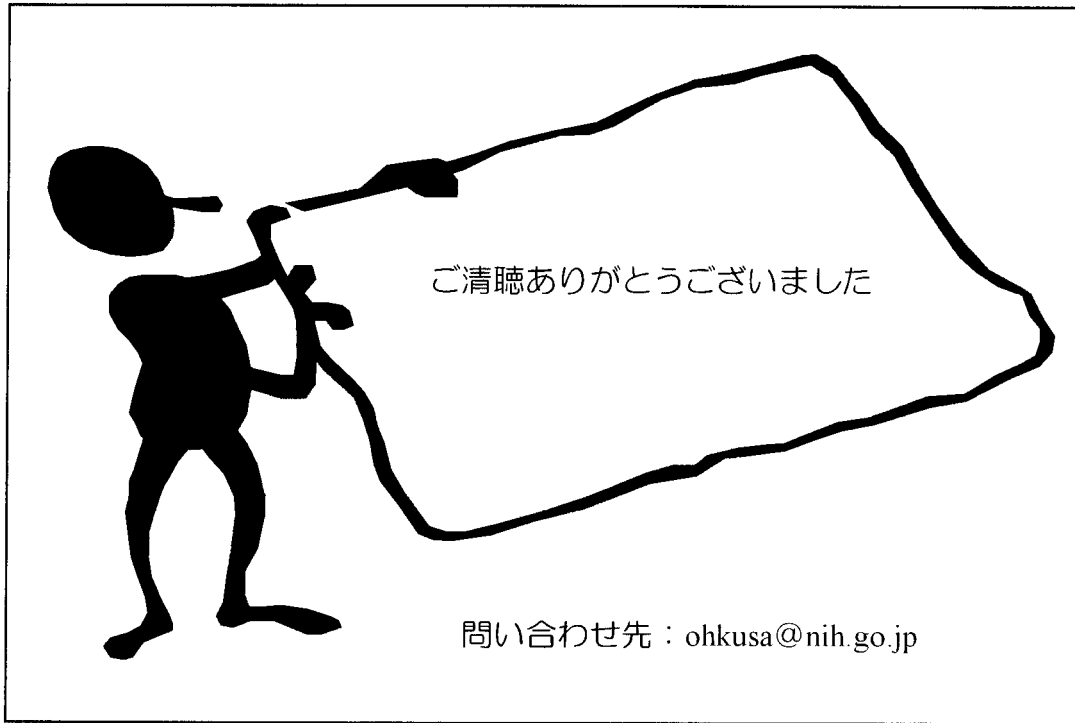


概要・進捗状況

- EMシステムズ提供のASP型レセコンに組み込む
- 対象薬効：解熱鎮痛剤、総合感冒薬、抗生物質、タミフル・リレンザ、アシクロビル製剤の5分類（最後の2分類では年齢区分（3区分））
- 現在、兵庫（一部）、大阪（一部）、北海道（一部）、佐賀（全県）、宮崎（全県）で運用中(約260薬局が参加)
- 山口（全県）、兵庫（全県）で準備中
- 熊本・滋賀・大分・千葉・新潟県、福岡市薬剤師会で実施に向けて調整中
- 各県庁にも情報活用の依頼、承諾
- 佐賀県では県の事業として位置づけ

参加可能な薬局の比率





第12回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について

平成20年6月18日(水)13時から第12回インフルエンザワクチン需要検討会が開催され、厚生労働科学研究班において実施した医療機関等調査及び世帯調査の結果報告を行い、次シーズンのインフルエンザワクチン需要の検討を行った。また、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について検討を行った。

1. 調査結果概要

(1)医療機関等調査

抽出医療機関に対し、19年度の世代別のインフルエンザワクチン接種人数、接種回数及び次シーズンの需要量の調査票をシーズン前に発出し、シーズン終了後に回収。

以下の需要見込本数を算出。

	最大値	最小値
幼児・児童(13歳未満)	424.0万本	424.0万本
成人(13～64歳)	1,096.2万本	1,040.9万本
高齢者(65歳以上)	882.2万本	853.1万本
合計	2,402.4万本	2,318.0万本

(注)・最大値は、幼児・児童が2回接種、成人(1回が94.7%)及び高齢者(1回が96.8%)の1回接種・2回接種の割合が現状通りとした場合。

・最小値は、幼児・児童が2回接種、成人及び高齢者が1回接種とした場合。

・最大値、最小値については、昨年の接種人数に係る予測値及び実績推定値のずれを補正したもの

(2)世帯調査

世代別に住民への郵送によるアンケート調査をシーズン終了後に実施し、以下の需要見込本数を算出。

	推定値
幼児・児童(13歳未満)	364.6万本
成人(13～64歳)	1,169.2万本
高齢者(65歳以上)	611.4万本
合計	2,145.2万本

2. 次シーズンの需要検討結果

今回の医療機関等調査と世帯調査によってワクチンの需要を調査した結果、今冬のワクチン需要は2,145万本～2,400万本程度であり、本年のワクチンメーカーの製造量は、最大2,510万本程度となる見込みであり、十分な製造・供給能力は確保されている。

<参考>

今年度のインフルエンザワクチン製造予定量の最大量は、現時点でワクチンメーカー4社あわせて計2,510万本である。しかし、インフルエンザワクチンの製造量は、ウイルスを鶏卵で増殖させて製造するため、ウイルスの増殖力、気温、鶏卵の質等に大きく影響を受けるため、この製造予定量はあくまでも現時点の目安である。

3. 今シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について

これまでの経験にもとづき、今シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応策は、以下のとおりとする。なお、厚生労働省は、これらの内容を都道府県、日本医師会、国公立病院、製造業者等の関係者に平成20年7月8日付け通知において周知をした。

[都道府県]

- シーズン前に、関係者からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、昨シーズンにおける課題の抽出及び今シーズンにおけるワクチンの安定供給等に関する対策を協議する。
- 各都道府県が主体となり、管内の在庫状況を短期間に把握することが可能な体制をあらかじめ確立する。
- 各都道府県はワクチンが不足した場合のワクチンの融通方法をあらかじめ取り決める。
- すべての医療機関に対し、返品による弊害を周知し、返品を行わないよう協力を求める。また、製造業者、販売業者及び卸売販売業者に対し、返品制度の改善を求める。なお、状況によっては、厚生労働省は多量にワクチンを返品した医療機関名を公表することも検討する。
- 医療機関等に対し、ワクチン不足時にワクチン融通への協力を求める。
- 市町村に対し、以下について協力を求める。
 - ・公費補助期間内での予防接種の実施を推進するために、啓発の強化等の検討を促すべきであること
 - ・必要に応じて当該期間を延長するなど柔軟な対応ができるよう配慮すること。

[製造業者及び販売業者等]

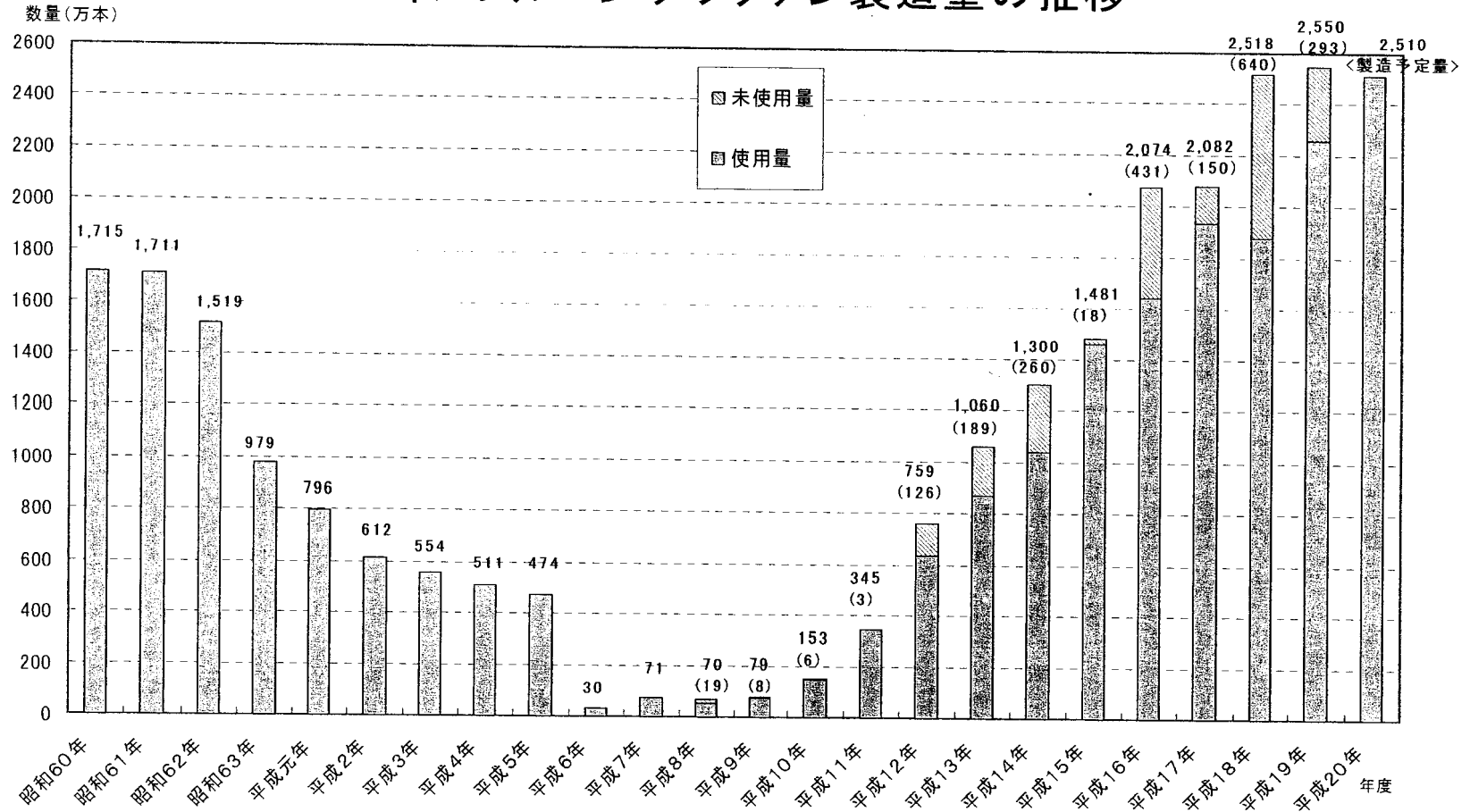
- 全生産量のうち、40万本程度のワクチンを融通対策として、製造業者及び販売業者が保管する。なお、その出荷については厚生労働省が調整する。
- 医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。
- 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関等に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。

[医療機関]

- 上記内容に協力する。
- ワクチンが不足し、ワクチンを融通する場合は品質確保が重要となるため、規定された貯法(遮光して、凍結を避けて10°C以下に保存)を遵守する。

インフルエンザワクチン製造量の推移

平成20年5月21日現在



グラフ中の数字は、製造量

()は未使用量(内数)

※平成7年以前の未使用量については不明。

※未使用量には返品数と流動在庫が含まれる。



医政経発第 0708001 号

健感発第 0708001 号

薬食血発第 0708001 号

平成 20 年 7 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成 20 年 6 月 18 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

貴職におかれては、この検討結果に基づいた下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制を確立するようお願いする。

おって、9 月の中旬に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、この場において進捗状況等を確認するので、準備方よろしく願います。

記

1 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体、保健所等からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、先般送付したインフルエンザワクチン需要検討会の資料等を参考にしつつ、昨シーズンにおける課題を抽出し、今シーズンにおけるワクチンの安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておくこと。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

2 ワクチンの安定供給を図るためには、関係者が各々の責務を認識し、予防接種希望者本位の考え方に基づいて対応することが必要であることから、当職では、各関係者に対し、別紙通知を発出し、各会員に周知徹底を依頼したところであるが、各都道府県においても管内関係者に対して、以下の各事項を周知し、協力を要請すること。

(1) ワクチン製造量等について

今年度は、昨年度ワクチン使用量（2,257万本（1mL換算。以下同じ。））の11%増となる2,510万本（平成20年6月18日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されていること。また、全製造量のうち、40万本程度のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定である。

(2) 注引量について

(1)の措置により十分なワクチンの供給が予定され、不足時の融通用ワクチンが確保されていることを踏まえて、卸売販売業者は、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注引量が、前年の使用実績を上回らないように申し入れすること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。

医療機関等も同様に初回注文及び追加注文を行う際には、これらの取扱いについて配慮する必要があること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の注引量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

(3) 分割納入について

初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除

いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(4) 予約の解除について

今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成20年10月中・下旬頃までには昨年度の医療機関使用量の95%程度にあたる2,134万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

(5) 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施期間について

予防接種法に基づく定期の予防接種については、インフルエンザ予防接種実施要領（平成17年6月16日健発第0616002号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）を遵守すること。

なお、同通知において、「実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、インフルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定すること」とされていることから、当該期間内での予防接種の実施を推進するために、啓発の強化等の検討を促すべきであること。ただし、インフルエンザの流行時期は年により異なることを踏まえ、公費補助期間については、必要に応じて延長するなど柔軟な対応ができるよう配慮すること。

(6) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等、卸売販売業者は、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することとしており、平成19年度の実績については、500本以上の返品を行った医療機関等の名称を関係各都道府県に情報提供することとしていること。

(7) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。

- 3 全国の卸売販売業者の在庫状況を厚生労働省医薬食品局血液対策課（以下「血液対策課」という。）から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしているので、その情報を活用し、早期に供給不足の状況等を把握し、適切に対応すること。
- 4 管内におけるワクチンの供給に滞りが生じた場合には、管内の在庫調査及び地域間の融通を行うこと。その上でなお、管内における供給不足が明らかになった時は、血液対策課に対し、その状況を報告すること。
血液対策課では、その報告を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、融通の必要性が認められたときは、各都道府県の協力の下、製造業者等及び卸売販売業者の在庫の全国的な融通を依頼するとともに、必要に応じ製造業者等において融通用に保管されたワクチンを当該都道府県内の卸売販売業者に配送するよう製造業者等に依頼することとしていること。
- 5 ワクチンの生産状況、融通用ワクチンの数量その他の必要な追加情報を血液対策課は、9月以降、適宜情報提供することとしていること。



医政経発第 0708002 号
薬食血発第 0708002 号
平成 20 年 7 月 8 日

(社) 日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 20 年 6 月 18 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

- 1 今年度は、昨年度ワクチン使用量（2,257 万本（1mL 換算。以下同じ。））の 11% 増となる 2,510 万本（平成 20 年 6 月 18 日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されていること。また、全製造量のうち 40 万本程度のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であること。これを踏まえて、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注分量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起これないように配慮すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の

注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

- 2 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関等に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。
- 3 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成20年10月中・下旬頃までには昨年度の医療機関使用量の95%程度にあたる2,134万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。
この措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。
- 4 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
- 5 ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、医療機関等からワクチンを引き取る際に、医療機関等において、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守したなど品質の確保がなされていることを確認すること。
- 6 全国の卸売販売業者の在庫状況を厚生労働省医薬食品局血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしている。
このため、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。
- 7 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



薬食血発第 0708003 号
平成 20 年 7 月 8 日

(社) 細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 20 年 6 月 18 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

- 1 ワクチン不足時の融通用として、ワクチンの全製造量のうち、合計 40 万本程度（1mL 換算。以下同じ。）を当課より連絡があるまでの間、市場に出荷せず、保管しておくこと。

当課においては、ワクチンの供給に滞りが生じたとの情報を把握した場合は、各都道府県の在庫不足状況を精査し、融通を必要とする都道府県名と数量を連絡するので、配送先の卸売販売業者を決定し、当課へ報告すること。

なお、保管体制の解除については、全国の流通状況を見極めた上で、当課より連絡する。

- 2 上記 1 の融通用ワクチンが確保されていることを踏まえ、卸売販売業者に対して、医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮するよう周知すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規のワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利となら

ないように配慮するよう周知すること。

- 3 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成20年10月中・下旬頃までには昨年度の医療機関使用量の95%程度にあたる2,134万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

- 4 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
- 5 全国の卸売販売業者の在庫状況については、当課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしているので、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。



健感発第 0708002 号
薬食血発第 0708004 号
平成 20 年 7 月 8 日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 20 年 6 月 18 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

- 1 今年度は、昨年度ワクチン使用量（2,257 万本（1mL 換算。以下同じ。））の 11% 増となる 2,510 万本（平成 20 年 6 月 18 日時点）のワクチンの製造が予定されていること。また、全製造量のうち 40 万本程度のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管される予定であること。これを踏まえて、各医療機関におかれては、初回注分量が前年の使用実

績を上回らないように配慮いただきたいこと。

- 2 予防接種法に基づく定期の予防接種については、インフルエンザ予防接種実施要領（平成17年6月16日健発第0616002号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）において、「実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、インフルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定すること」とされていることから、当該期間内での予防接種の実施を推進するために、啓発の強化等の検討を促すべきであることとしている。ただし、インフルエンザの流行時期は年により異なることを踏まえ、公費補助期間については、必要に応じて延長するなど柔軟な対応ができるよう配慮することとしている。
- 3 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況をみながら、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。
なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。
- 4 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。
なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。
- 5 大量注文をする場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
- 6 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成20年10月中・下旬頃までには昨年度の医療機関使用量の95%程度にあたる2,134万本程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に、未納品の予約の解除又は保留等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。
この措置は、既に特定の医療機関等から予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。
- 7 納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保すること。ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請が

あった場合には積極的に融通に協力すること。

- 8 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(別記)

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗

社団法人全国自治体病院協議会会長

社団法人全日本病院協会会長

社団法人日本医療法人協会会長

社団法人日本病院会会長

宮内庁長官官房秘書課長

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課長

医政局国立病院課長

労働基準局労災補償部労災管理課長

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課施設管理室長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長

日本郵政株式会社事業部門病院管理部長

日本赤十字社社長

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

全国厚生農業協同組合連合会会長

社会福祉法人北海道社会事業協会会長

社団法人全国社会保険協会連合会会長

財団法人厚生年金事業振興団理事長

財団法人船員保険会会長

国家公務員共済組合連合会理事長

社団法人地方公務員共済組合協議会会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成20年8月7日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）接種シーズン前における各都道府県の供給体制に対する考え方を8月22日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他都道府県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 都道府県担当課の役割について

インフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連に担当が分けられているところが多いが、委員会や各課が連携をして、対応することが必要である。

2. 保健所の役割について

住民に対する情報提供を行うところが多く見受けられる。都道府県内部担当課や医療機関等との連絡を十分行い、普及啓発を行う必要がある。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんど全ての都道府県において、委員会を設置又は検討中（既存の検討会等で対応する場合も含む。）であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について（都道府県の回答数）

・ 協力要請の通知	37
・ 調査の実施、予定	6
・ 医療機関等への指導	1
・ その他	3

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ ほとんどの都道府県において、定期的又は必要に応じ、在庫状況の調査を実施（実施予定を含む。）。
- ・ 全医療機関の在庫把握は困難との回答もある。

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ 必要量は流行動向に大きく左右されることから、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量の在庫を抱え返品となれば、好ましいことではないと考える。
- ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 根本的に返品を認めないシステムを考えるべき。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。
- ・ 年々改善されているものの、返品可能な商慣行は市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。
- ・ 返品数量が500本を越えた医療機関について、原因の調査等の措置を図る。

④ 高齢者の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について

(1) 昨年度からの変更点、新たな取組み

- ・ インフルエンザ予防接種実施要領に基づき、市町村へ12月中旬までの接種計画を策定するよう依頼するとともに、公費補助期間について必要に応じ延長する等、柔軟に対応するよう依頼している。
- ・ 流行を踏まえた公費補助期間を計画するよう指導している。
- ・ 部会において標準接種推奨期間を決定し、各市町へ周知しているが、当該期間を超えて実施している市町もある。

(2) 具体的な勧奨の啓発策

- ・ 広報誌等により啓発を図るよう、市町村に対し、依頼。
- ・ 各市町村から対象者に対し、個別に通知をすることにより、啓発を図っている。
- ・ 利便性に資するため、定期予防接種相互乗り入れ事業に基づく定期予防接種の実施期間統一を図っている。

- ・ 都道府県においても、HPへの掲載や、啓発チラシの配布等により、啓発を図っている。

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する。
- ・ 郡市医師会の会員(病院を含む。)が患者を紹介しあう方法により融通を図る。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。
- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整
- ・ メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策。

⑥ 住民への周知方法について

- ・ 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 郡市医師会において住民等からの照会に対応できる体制を整備する。
- ・ 広報誌やリーフレットなどにより周知する。
- ・ 相談窓口を設置する。

⑦ その他新たな対応について

- ・ 休日、夜間に接種可能な医療機関の調査を行い、ホームページに掲載し、県民が接種できる環境の向上に努める。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期間の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
北海道	ワクチン取扱卸への在庫調査の実施、保健所における医療機関のワクチン在庫等調査の集計及び不足時の調整	インフルエンザの予防対策及び予防接種に関すること		管内医療機関の在庫等調査及びワクチン接種可能医療機関の情報提供	インフルエンザワクチン安定供給連絡会議として設置。	初回注文量が前年を上回らない等依頼。	医療機関、接種者数、予約者数、在庫量、接種の可否等について調査 卸売販売業者：確保予定量、供給量、在庫量、融通状況等について調査	返品が生じないよう、医療機関に対し、初回注文や追加発注について適正量とするよう依頼するとともに、分割納入に協力するよう依頼。	各市町村に対し、高齢者等の予防接種対象者に対する接種を12月中旬を目途に設定し、その期間内に接種を行うよう依頼。 公費補助期間については、必要に応じ延長する等、柔軟に対応するよう依頼。	医療機関及び卸売販売業者にワクチンの融通を要請するが、それでも道内において不足した際には、国に対し融通用として保管しているワクチンの追加供給を要請する。	各保健所において、住民からの問い合わせに対し、対応する。	
青森	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認することとしている。	必要に応じて随時調査することとしている。	医療機関及び卸売業者に対し、返品しないよう依頼することとしている。	各市町村に対して、12月末までに実施するよう依頼する予定。	各医療機関及び卸売業者の在庫状況を基に医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じて融通を依頼することとしている。	接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開する。	
岩手	県医薬品卸業協会を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫流通状況の調査及び融通の場合の協力依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催、予防接種可能医療機関の周知、医療機関の在庫状況調査及び不足医療機関への融通調整		予防接種可能医療機関の確認・把握及びインフルエンザ流行状況の把握	インフルエンザ対策連絡会議を開催(例年10月に開催、参加者：医師会、医薬品卸業協会、医療局、環境保健衛生センター、保健衛生課)	過度な注文をとらぬよう医療機関を指導。	県医薬品卸業協会の協力のもと、例年、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況の調査を実施している。また、必要に応じ医療機関の在庫状況の確認を行う。	医療機関が不要在庫を抱えることの無いよう、卸及び医療機関に分割納入、分割発注を依頼。	流行のピーク前に予防接種を完了するよう推奨している。	県医薬品卸業協会の協力で全県での調整を図っているが、一部の医療機関で不足が生じた場合は、接種可能な別の医療機関の情報を提供している。	県のホームページ「いわて医療情報ネットワーク」に接種可能医療機関名を掲載する。また、法定予防接種については各市町村が広報誌やリーフレットなどにより接種可能医療機関名を周知する。	
宮城	卸売販売業者に対するワクチン在庫状況調査 ・ワクチン不足時の国への融通要請 ・薬剤師会及び卸売販売業者との連絡調整	・インフルエンザ予防対策に関すること ・ワクチン安定供給対策会議の開催 ・予防接種可能医療機関の把握と情報提供	医療機関に対する情報提供等	・予防接種可能医療機関のワクチン在庫等の調査取りまとめ ・県民相談窓口	有 インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催。 10月上旬に開催予定。	インフルエンザワクチン安定供給対策会議において、関係機関(県医師会、県薬剤師会)に対し、必要量を精査した上で、適正な発注・供給を行うとともに、県医薬品卸組合に対しても、特定の医療機関に供給が偏ることがないよう公平に供給するよう要請する。	各関係機関の協力の下、医療機関及び卸売販売業者の在庫量調査をインフルエンザ流行前の時期から定期的にを行う。	インフルエンザワクチン安定供給対策会議において、関係機関に改善を要請するほか、医療機関等に分割注文、分割購入を行うよう指導する。	各市町村に対して、インフルエンザの流行前の12月までに接種勧奨を踏まえ、流行を踏まえた公費対象の時期を計画するよう指導している。	地域的な不足の場合には、県医薬品卸組合と郡市医師会の協力の下、ワクチンの融通を図る。全県的に不足が生じた場合は、国に融通要請を行い、県医師会の協力を得ながら、医療機関に配分する。なお、これらは、インフルエンザワクチン安定供給対策会議において、毎年度確認し徹底することとしている。	定期的な在庫調査を行い、接種可能な医療機関をホームページに掲載するとともに、管轄保健所及び各市町村に対して通知を行い、予防接種対象者へ周知に努める。	休日、夜間に接種可能な医療機関を調査を行い、ホームページに掲載し、県民が接種できる環境の向上に努める。
秋田	血液対策課への融通要請	・安定供給対策会議の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報(HIP) ・ワクチン不足時の医療機関、卸売販売業者に対する在庫状況等の調査、融通要請		・ワクチン接種医療機関の調査、情報提供等	有 インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催予定(9月)	初回注文量が前年の使用実績を上回らないこと。初回注文量を含めた全注文量が前年の使用実績を3割以上上回ることはないよう協力要請する。	保健所において、電話・FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に返品を出るだけ避け、返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	各市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう周知する。	・地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で備蓄しているワクチンを融通する。 ・在庫等調査を実施し、余裕のある地域から不足している地域に融通する。	ホームページ、市町村広報等を活用し周知を図る。	
山形	卸売販売業者に対する調査の実施 ・卸売販売業者・厚生労働省に対する融通要請	・インフルエンザ対策連絡会議の開催 ・予防接種に関する広報を市町村へ依頼 ・接種可能な医療機関のホームページ掲載 ・医療機関への融通要請		・医療機関の在庫状況等の把握 ・県民からの問い合わせへの対応	有	初回注文量が前年度実績を上回ることはないよう、追加注文は在庫量を勘案したものととなるよう県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	卸売業者の在庫量等の調査を行う。	大量注文となる場合は分割納入に協力するよう県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	各市町村に対し、予防接種を12月までに済ませるよう住民に対して広報するよう依頼する。	卸売販売業者の在庫量等の調査から偏在が確認された場合は、卸売業者、医療機関等に融通要請を行う。	県ホームページ(医療機関情報ネットワーク)に掲載。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)					その他新たな対応について	
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勤奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整			各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議の開催(10月中旬) 参加者:行政(各保健所、衛生研究所等)、医師会、病院協会、薬剤師会、医薬品卸組合等	前回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。	シーズン前に在庫状況調査を実施予定(9月頃)。ワクチン不足等の状況によっては、定期的に実施する。	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体へ返品を前提とした注文等は行わないよう要請。 なお、昨シーズンは、終盤になって大量に返品した医療機関があったため、医師会等を通じ、適正な流通に努めるよう要請。	インフルエンザ実施要領に基づき、12月としている。	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫量調査を行い、結果をホームページ等で公開。 調整が必要な場合は医師会等関係機関と連携をとって対応。	在庫調査に基づき、各保健所ごとに接種可能な医療機関名をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城	ワクチン需給状況に係る卸調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請		供給不足時の接種可能な医療機関の把握及び県民相談窓口	有 (県内において、ワクチン不足が見込まれる状況となった場合)	前年実績までの注文とするよう、関係機関あて協力要請済。	卸売販売業者等の在庫状況等の定期調査を実施予定。	関係機関に改善協力要請済。	市町村へ12月までの実施計画作成を依頼予定。	地域的な偏在の場合は、県内卸売販売業者間での融通調整で対応するが、全県的な不足の場合は、国備蓄分の融通要請を行う。	各保健所を通して住民への情報提供を行う。	
栃木	ワクチン供給に係る調整、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供及び接種勧奨	医療機関における保管管理の指導	ワクチン供給に係る情報収集の実施、住民への情報提供	設置済み(年度当初は開催することとし、以後は不測の事態等に応じて開催することとしている。)	医療機関、卸売販売業者に対して、全注重量が前年の使用実績を上回らないように通知する。	卸売販売業者を調査すれば、県全体の状況は把握できるため、医療機関に対する調査は行わない。	分割納入への協力などに関する通知(県・医師会・卸売販売業界団体の3者連盟)の通知を发出し、商慣習の改善を呼びかける。	ワクチンの十分な供給が行える11月を目安に接種されるよう広報等の依頼を市町村等に対し行う。	医療機関に在庫のあるワクチンを融通することは、品質の責任という観点から望ましくないと考える。 ワクチン不足の場合には、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。	同左	
群馬	卸売販売業者の在庫量等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給全般	・インフルエンザ対策委員会の設置 ・法に基づく高齢者の予防接種に関すること		・管内医療機関の在庫量等の調査 ・接種可能な医療機関についての住民への情報提供	有 (ワクチン不足が見込まれる場合等必要に応じて開催する予定)	国の通知を受け、県医師会、各都市医師会、医薬品卸協同組合、県病院協会等に協力を要請。依頼済み。	卸売販売業者については、緊急の在庫量調査に対応できるような体制整備を準備中。緊急時以外は定期的に報告を求め。 医療機関については、緊急時のみ医師会の協力を得て調査を実施する予定。	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の返品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するように、市町村へ依頼する。	○住民への対応 任意予防接種医療機関の情報提供している。また、その情報は県ホームページに公開している。不足時には、調査を実施し、予防接種実施可能な医療機関を県ホームページを通じて情報提供する。 ○卸売販売業者及び医療機関への対応 卸売販売業者を介した医療機関間の融通は、品質確保等の観点から難しいので、不足数量を詳細に調査したうえで、国が確保しているワクチンの融通を求める。	○住民への対応 任意予防接種医療機関及び予防接種実施可能な医療機関の情報を県ホームページに公開する。また、市町村に対して、任意予防接種医療機関の情報を広報誌等を通じて周知する。	
埼玉	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議の設置・運営 ・卸売業者の指導	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議への参加 ・医療機関及び市町村の指導		住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供	有 (第1回会議を9月10日に開催予定)	国の通知を医師会を通じ周知し、医療機関の協力を求めたい。	医療機関については、市町村が調査を実施する。 医薬品卸売販売業者については、業務課が実施する。	余った返品するという商慣習は改めるべきである。	予防接種実施率を向上させるためには、公費補助期限の設定、勤奨は効果的である。	医療機関同士の融通は困難であるため、緊急調査により実態を精査のうえ、不足分については国に確保分の提供をお願いしたい。	市町村及び保健所が広報等により実施する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)					その他新たな対応について	
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文書について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動員の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について		接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について
千葉	・(仮称)インフルエンザワクチンの安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売協会を通じ、卸売業者の在庫等の調査等	・予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握		管轄地区の医療機関に対する予約・在庫量の調査(予定)	有(10月中旬)	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部を通じ、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各会員への理解を求めた。	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部長あてに平成20年7月8日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合あて同文書を通じ、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉県支部長あてに平成20年7月8日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合あて同文書を通じ、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。	各市町村あてに、平成19年5月31日付けで、定期予防接種相互乗り入れ事業に基づくインフルエンザ定期予防接種の実施期間統一について、流行時期に対応できるように12月中旬までに接種が受けられるよう体制を整えた。(県としての補助なし)	県医師会及び県医薬品卸協同組合の協力のもと、供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワクチンの融通要請を行う。	保健所から管内の接種希望者へ情報提供する。	
東京	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知	病院への周知	診療所等との実質的な調整、調査	状況により開催(都内において、ワクチン不足が見込まれる状況となった場合に必要に応じて開催予定)	適正な発注を行うべきである。	定期的な在庫状況の報告を求めていく。	品質の面から原則として認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。	主に流行期間中を公費補助期間とし、区市町村及び都の広報媒体で接種動員を行う。	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	区市町村の広報を主体として住民に周知	
神奈川	インフルエンザワクチンの流通に関すること。	インフルエンザの予防対策、予防接種法のインフルエンザ予防接種に関すること。		インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等	インフルエンザ対策に係る関係者打合せを開催し、状況に応じた対応策を協議する予定。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関に関しては、調査対象医療機関を選定した調査を検討する。また、卸売販売業者に対して返品が生じないよう、依頼済みであるが、返品可能な商慣習は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、注文及び在庫管理にあたっては、依頼済みであるが、返品が生じないよう、依頼済みであるが、返品可能な商慣習は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。	・高齢者等の予防接種の動員期限について配慮いただきたい旨、市町村へ依頼済み。	・ワクチン不足等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討していく。	定期の予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無調査結果について、保健福祉事務所、市町村等から県民へ情報提供する方向で今後検討予定。	
新潟	・インフルエンザワクチンの需給状況の把握 ・全県的なワクチン不足時には、速やかに国に対して融通用ワクチンの供給を要請	・インフルエンザ予防接種の早期接種動員 ・当該ワクチンが鳥インフルエンザ、新型インフルエンザへの予防効果が期待できない旨の正しい知識を周知		住民相談、情報提供	有(ワクチン不足時等必要に応じて会議を開催する予定)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸協会の4者連名で、過剰な注文とならないよう医療機関へ通知済み。	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月中旬に実施予定。	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸協会の4者連名で、原則として返品は認めない旨、医療機関へ通知済み。	予防接種の時期については、インフルエンザの流行前(10月～11月)の接種をよびかける。	全県的なワクチン不足が発生した場合に、速やかに国へ融通用ワクチンの供給を要請する。	医療機関の在庫状況調査結果等に基づき、接種可能な医療機関等を紹介することを検討する。	
富山	・卸業協同組合との調整 ・卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ総合対策等について	健康危機管理対策	・管内の医療機関、市町村との調整 ・住民からの相談対応	平成11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で運用している。	医師会、公的病院、卸業協同組合あて、注重量が昨年使用実績を上回らないよう、また追加注文は必要量以上注文しないよう通知	卸売業者における在庫状況については、定期的に把握予定。 ・全てを前提とした注文に在庫状況を把握することは困難であり、感染症のモニター医療機関を対象に調査予定。	医師会、公的病院、卸業協同組合あて改善を促すよう通知(返品を前提とした注文、在庫管理をしないよう)	接種動員期限を12月中旬までとし、その旨の啓発強化などの検討をすよう市町村あて通知	予防接種実施状況の把握に努め、不足の際には融通要請を行う。	国からワクチンの融通を受けた場合等については、医師会や医療機関、市町村等との協議の上、接種実施医療機関などの情報提供を行う。	
石川	県内のワクチン供給状況の把握、調整	・予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握 ・ワクチン不足情報を把握した場合の担当課への報告		・インフルエンザの予防対策に関する普及啓発・情報提供 ・市町の予防接種実施体制の把握と指導 ・ワクチン不足情報を把握した場合の担当課への報告	9月中旬～下旬にインフルエンザワクチン等対策会議を開催する予定	国からの通知内容について、医師会、医薬品卸業協同組合を通じて医療機関及び卸売業者に周知する。	昨年度までの使用量の多かった医療機関をモニター機関として依頼し、モニター医療機関とワクチン卸売業者から定期的に在庫量等について報告を受ける。	国からの通知について、医師会、医薬品卸業協同組合を通じて医療機関及び卸売業者に周知する。昨年500本を越えたところは、原因の調査及び改善措置の確認。	・期限の設定は、12月中旬までとインフルエンザ予防接種実施要領に記載されており、市町がそれに基づいて実施する。 ・個別通知を发出する予定(例年と同様)。	在庫量調査を行い、融通できる医療機関がないか確認し調整する。同時に国に対し融通要請を行う。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期間の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	その他新たな対応について
福井	県内で、不足が発生した場合、国との調整	各市町村、各保健所への依頼、指示 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供		各管内医療機関の在庫状況の把握および県民等への情報提供	有(感染症予防対策委員会)	昨年の実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各保健所で調査。 卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	市町担当課あてに、12月中旬までの接種勧奨および流行時期を踏まえた公費補助期間の延長など柔軟な対応に配慮することについて文書発出。(健康増進課)	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村や健康福祉センター(保健所)を介して情報提供する。	
山梨	・国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等の調査依頼、集計、調整及び国への報告 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施	・ワクチン接種の推進普及啓発 ・緊急時期に希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施	医療機関に対する情報提供等	・接種を希望する県民からの接種可能医療機関の照会があった場合の対応 ・ワクチン不足情報を把握した場合の報告 ・医療機関への協力依頼 ・相互乗入の推奨	連絡会議を開催し、安定供給体制についての協議を行うなど、関係機関の連携を密にし対応することにより目的は達せられると考える。設置の必要が生じれば対応する。	安定供給のための分割納入や在庫調査についても協力を要請する。	医薬品卸売販売業者を通じて調査を行う予定である。	前年実績に基づく注文受付が浸透しつつあると考えるが、引き続き、返品を前提とした注文をしないよう、医師会を通じて医療機関へ要請する。	予防接種対策協議会及び市町村担当者会議を開催し、医師会や市町村に対して予防接種の接種期間についての協力要請を実施する予定である。	在庫状況に偏りの兆しが見受けられた場合には、卸売業者を通じ納入調整や在庫融通を行うが、それでも供給不足の場合には、国に備蓄分の融通を要請する。	在庫調査結果を元に、問い合わせに対して個別対応する予定である。	
長野	ワクチンの安定供給に関する業務 ・県内在庫状況の把握(医療機関等、卸売業者) ・医師会、医療機関を通じての県民への情報提供 ・関係機関、団体との連絡調整	インフルエンザ定期予防接種関係業務 ・県内患者発生状況の把握 ・県内予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供		・管内医療機関等の在庫状況調査 ・管内患者発生状況の把握 ・住民への情報提供	「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議」を開催している(9月下旬開催予定)。 (「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議」にインフルエンザ対策委員会の機能を持たせている。)	ワクチンの初回注文量が前年の使用実績を上回らないように、また、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの在庫の消費状況を確認しながら、必要量の注文を随時行うよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	卸売販売業者のワクチンの在庫状況を定期的に調査する。また、インフルエンザの患者発生状況等を注視しながら、必要に応じて在庫状況を確認し、医師会、医薬品卸協同組合を通じて接種希望者に情報提供する。	返品という商慣習について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	インフルエンザの流行シーズンに間に合うよう、12月中旬までに接種を終了すること、また公費補助期間内での予防接種の実施を推進するため啓発強化を検討するよう市町村に要請した。	必要に応じて医療機関の在庫状況を調査し、医師会、医療機関、保健所等と協力しながら接種希望者に情報提供する。また、融通の要請があった場合には、医療機関においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に要請した。	県ホームページ、保健所窓口等を介して情報提供する予定であるが、効果的な周知方法についてその都度、医師会、医療機関を交えて検討する。	
岐阜	インフルエンザワクチン供給状況調査、インフルエンザワクチン予防接種状況調査等を市町村及び医療機関に対して調査を行う。	インフルエンザワクチン供給状況調査(医薬品卸売販売業者関係)を行う。		左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	有	医薬品卸売販売業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸業者に対して調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、会議において要請する。	12月中旬まで	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融通する。なお、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。	市町村広報誌等により広報する。	
静岡	卸売販売業者における在庫の把握(必要時)県医薬品卸業協会との連絡調整	インフルエンザワクチン供給対策の総合調整 ・インフルエンザワクチン対策協議会の開催 ・インフルエンザの予防及び予防接種に関すること ・在庫状況等の取りまとめに関すること		管内医療機関の在庫量の把握(必要時) 管内医療機関、郡市医師会、市町との連絡調整	有 (ワクチン不足等の問題が生じた場合に、委員会を開催することとしている。)	国の通知を受け、県医薬品卸業協会及び各医療機関等へ協力を依頼した。	必要に応じて、インフルエンザ定点医療機関又は全医療機関に報告を求めるとしている。	国の通知を受け、県医師会等へ協力を依頼した。	国の通知により接種計画を策定するよう各市町村に周知しており、県で期間の設定はしていない。勧奨の啓発は各市町の広報紙が主である。	郡市医師会の会員(病院含む)が患者を紹介しあう方法により融通を図るとともに、委員会を開催し、県内の地域単位の融通調整又は国への融通要請を検討する。	郡市医師会において住民等からの照会に対応できる体制を整備する。	
愛知	・卸売販売業者のワクチン在庫情報等の把握 ・卸売販売業者に対するワクチン供給に関する情報収集・提供 ・不良ワクチンの流通防止	・予防接種法上の予防接種の市町村に対する指導 ・予防接種法上の接種対象者数の把握		健康対策課及び医薬安全課に同じ	有(平成20年9月2日開催予定)	原則として、初回注文量が昨年度実績を上回らないように、医療関係者及び卸売販売業者に通知した。	卸売販売業者に対して定期的(週1回)に在庫状況等の報告を求め、流通状況を把握する予定。 医療機関については、感染症発生動向調査の定点へ在庫調査を適宜行う予定。	適宜発注、分割納入の実施等により、返品を前提とした管理を行わないよう関係者に通知した。	接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けられるよう計画し、かつ、体調不良等の場合について配慮するよう市町村に対して指示をする。	卸売業者に対する調査の結果などから、必要に応じて県内での調整を図る。県内での不足の状況を確認した場合は、国へ融通を要請する。	接種可能な医療機関の把握に努め、住民への情報提供を行う。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勸奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
三重		総合企画、情報収集・提供・卸売販売業者団体との調整		住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等	予防接種に関する事項は、「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」で検討している。	医師会、病院協会等へ適正な発注を行うよう協力要請する。	卸売販売業者への在庫等調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	インフルエンザワクチンの所要量はその年の流行動向に大きく左右されることから、ある程度の返品はやむを得ないところもある。しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価に影響を及ぼすようなことがあるとすれば、このような商慣習は国民の理解を得られない。	毎年、県公衆衛生審議会予防接種部会において、標準接種推奨期間(10月15日～1月31日)を決定し、各市町へ周知している。ほとんどの市町ではこの期間を基準に実施しているが、一部3月31日までとしている市町もある。	情報提供により、地域、あるいは県内で調整する。県内調整の限界を超えた場合は、国に依頼する。	本県では、個別接種における県内市町間の相互乗り入れ体制が整備されているため、特段問題はないと考える。ただし、必要な場合は実施主体である市町から住民へ周知するよう指導する。	
滋賀	管内卸売業者の在庫調査 医療機関の在庫調査・調整			接種可能な医療機関の情報提供	有(毎年11月に開催)	昨年度の使用実績を上回らないように、またワクチン接種に支障をきたす場合を除いて大量注文を避けるように、医師会、病院協会を通じて各医療機関に通知。	迅速に把握できる体制を整えている。	医療機関に対し、返品を前提とした注文を行わないよう通知。	市町に対し12月中旬までに接種できるよう通知。また公費補助期間内での予防接種実施推進のための啓発強化を通知。	流通在庫が減少するシーズンにおいて、偏在が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で賸えなくなった場合は、国へ融通用ワクチンを要請。	市町に対し、周知を依頼する。	
京都	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整		管内の医療機関、医薬品卸業者との連絡調整及び情報収集	有(京都府インフルエンザワクチン等確保検討委員会を必要に応じて随時開催する。)	京都府医薬品卸協会を通じて、状況を把握する。	同左	改善が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン等確保検討委員会等を通じて、各医療機関に対し、返品を前提としたワクチンの確保を行わないよう要請している。	12月中旬までの間に接種動奨期限を設定する方向で、各市町村、医師会等関係諸団体との調整を進める。	京都府医薬品卸協会を通じて、府内での過不足を解消するため相互融通に努めるとともに、厚生労働省の協力を得て不足状態の解消を行う。		
大阪	医薬品卸販売業者に対し、医療機関等への分割納入など適正化についての協力依頼 予約や在庫の状況等について、必要に応じ報告の協力依頼	インフルエンザワクチンの供給体制にかかる総括			11月中旬予定(大阪府インフルエンザ対策連絡会)	昨年に引き続き、医師会等に過剰な量の発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関数が10,000以上あり、医療機関全体の在庫数の把握は事実上困難。 卸売販売業者の在庫数は、卸売販売業者等との連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可となるよう国に対して要望する。	インフルエンザ予防接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。勸奨の啓発については、府としても啓発チラシを作成し医療機関等に配布。	ワクチン不足が発生した場合、混乱を招かないよう適切な情報提供に努める。卸売業者・医療機関との連携を図り、対応を検討することになる。	通常時の接種可能医療機関は府ホームページで情報提供している(任意接種含む)。定期の接種可能医療機関について、ワクチン不足時は把握が困難であり、各市での対応になる。	
兵庫	供給に関すること。	接種、対策に関すること。		管内の市町、医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。	有(既存のインフルエンザワクチン供給連絡会議(業務課、疾病対策課、県医師会及び卸売販売業者団体により構成)を活用する。)	医療機関の全注文量が、前年の使用実績を上回らないよう、また、追加注文については、必要量の随時注文とするよう、医療関係団体及び卸売販売業者に対し文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対して、シーズン中に、必要に応じた在庫状況等調査に協力いただくよう文書で要請している。	医療関係団体及び卸売販売業者に対して、改善に努めるよう文書等で要請している。また、医療関係団体に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう文書で要請している。	市町に対して、12月中旬までの間に期限を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮するよう、併せて依頼する。	ワクチンが不足した場合の対応策を、左記の供給連絡会議(委員会)において、住民への適切な周知方法について検討することとする。	左記の供給連絡会議(委員会)において、住民への適切な周知方法について検討することとする。	
奈良	卸売販売業者への調査、指導	高齢者インフルエンザ予防接種に関する市町村の接種期間、単価及び接種医療機関名の情報収集			有	昨年同様、各医療機関からの注文量は前年度使用実績を上回らないようにする。	国の依頼による卸売販売業者の供給状況調査は可能であり、医療機関への調査については、昨年同様医師会との協議により実施する。	返品率は年々改善されているものの、平成19年度も県全体2万本近くの返品があり、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。	国からの情報を市町村に提供する。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、ならびに品質を確認した上で、再販等の依頼を行う。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
和歌山	流通段階及び医療機関でのワクチン在庫状況の把握及び必要に応じた融通調整、保健所での対応方針の決定及び協力依頼、県インフルエンザ対策会議の開催	インフルエンザ流行週報の提出、学級閉鎖情報の公表、高齢予防接種者の啓発		インフルエンザ相談窓口の設置、予防接種可能医療機関に関する問い合わせ応需	有(昨年度1回開催)	初回注文量が前年度の使用実績を上回らないように関係団体等に依頼。	昨年同様、卸売販売業者に対して発注状況を把握するとともに、医療機関等にも実施予定。	望ましくはないが、改善は困難。	会議等において、インフルエンザの定期的予防接種実施要領に基づいた公費補助期限を市町村に周知。 また、県ホームページ(感染症情報センター)等において、インフルエンザ対策の周知を図る。	地域間等でのワクチン融通等が実施できるよう協力及び調整予定。	医療機関の同意のもと、医療機関におけるワクチン在庫情報等接種可能な医療機関を保健所等により公表できるよう調整予定。	医療機関へ、迅速な在庫把握のための協力を依頼する予定。
鳥取	対策委員会を運営するとともに、ワクチンの在庫調査等、供給体制の全県的な調整、情報収集・提供を行う。	市町村への予防接種の周知等のインフルエンザの総合対策、情報収集・提供を行う。		管内医療機関の情報収集及び県民への情報提供。	有	国通知を受け関係機関に周知を図るとともに、シーズン前に対策委員会を開催し、返品等のない適正な注文量となるよう、協力要請を行う。	定期的に全医療機関、卸売販売業者等に対し、在庫量等の調査を行い、流通状況を把握する。	分割納入や返品を前提にした注文を行わないことなどを医師会、卸売業者などと申し合わせされている。	市町村に対し、国からの各通知により予防接種法に基づく接種計画を作成するよう周知。	定期調査により接種可能な医療機関を把握し、県民からの問い合わせに保健所等に対応できる体制を整える。 県内における融通については、医師会が中心になり調整を行い、県外から融通を受ける場合は、ワクチンを希望する全医療機関に公平に配分できるよう、配分先、配分本数を対策委員会で決定する。	県ホームページ、広報等で周知。	
島根	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・保健所が実施した在庫調査の集計及び情報提供の実施 ・市町村での予防接種法に基づく接種状況の把握 ・卸売協会への在庫調査の実施			・医療機関での在庫調査等の実施 ・住民からのワクチンに関する照会への対応	平成20年9月中旬に設置予定	各保健所による調査を実施	①医療機関については、保健所による調査を実施 ②卸売販売業者については、担当課による調査を実施	医療機関に対し文書により通知する	市町村に対し文書により依頼する	①インフルエンザ対策委員会を開催する。 ②医療機関及び卸売販売業者に対し、ワクチンを融通しあうよう、文書によって依頼する。	県のホームページに接種可能な医療機関(公開を了解した医療機関のみ)を公開し、住民の問い合わせには保健所が接種可能な医療機関を案内する。	
岡山	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン供給の情報収集(在庫調査を含む)・情報提供 ・ワクチン不足時の調整	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供		・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	有(平成20年9月開催予定)	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないように協力を依頼した。	在庫数量の把握等は負担が大きいので、必要最小限度で実施(頻度未定)することで考えている。	公文書により関係団体に対して返品を行わないように協力を依頼した。	公文書により市町村に対して高齢者等の予防接種対象者に対する接種奨励期限について、12月中旬までの間に期限を設定するよう依頼している。	地域における融通については、地域医師会が中心となって調整していただき、また、都道府県間の融通については、医師会、病院協会の協力をいただきながら医薬安全課が中心になって調整していくことで考えている。	ホームページ等による周知(予防接種法関係)。ただし、任意接種は医療機関が限定されていないので、特に周知は行わない。	
広島	・インフルエンザワクチン需要調整連絡会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及び情報提供 ・インフルエンザワクチン不足時の国との連絡及び調整	・インフルエンザ総合対策		・管内医療機関のインフルエンザワクチン在庫調査 ・県民手への情報提供	有(インフルエンザ需給調整連絡会設置(H16.9.2)以下「連絡会」という。)	シーズンを前に連絡会を開催し、前年度納入実績、接種実績を基に、適正なワクチン量を注文し、偏在等発生しないよう、県医師会、県医薬品卸協同組合などを通じ、関係者に対し周知徹底を図る。	シーズン中にモニターできる医療機関及び卸売業者に対し、ワクチンの在庫数量等の調査できる体制を整え、必要に応じて調査を行う。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう通知した。また、今年度に予定しているインフルエンザ需給調整連絡会においても協力要請する。	早期接種(12月中の接種)を行うよう、各市町及び県の広報を活用し周知を図る。	医療機関及び卸売業者に対し、緊急在庫調査を行い、その情報を医療機関、卸売業者、各市町等が共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請したい。	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町及び各保健所等から住民に対して周知を行う予定である。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について	
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
山口	・医薬品の安定供給に関すること ・卸売販売業者のワクチンの在庫調査、調整 ・ワクチン不足時の医療機関の在庫調査、調整の依頼	・結核、エイズその他の感染症に関すること ・予防接種に関すること ・予防接種法におけるインフルエンザワクチン接種動奨		・左記に対する県民への相談窓口 ・予防接種の実施に対する市町村への指導 ・ワクチン不足時における接種可能医療機関の情報提供	有	平成19年度医療機関等への出荷量 約32.4万本 平成20年度メーカーからの供給予定量約31.7万本以上 8月11日現在の医療機関からの予約は約26.7万本であり、供給予定量が上回っている。	卸売販売業者の在庫量についてはシーズン中に2度調査する。医療機関の在庫量については、ワクチン供給量に不足が予想される場合に、個別に調査する。	山口県医師会、各市町長等の関係者に対し、初回注文は昨年実績を上回らないよう、また、返品をしない等文書で依頼した。(平成20年7月16日通知済)	各市町長に対し、インフルエンザの流行時期を考慮した啓発等について十分配慮するよう依頼した。(平成20年7月16日通知済)	山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を確認し、積極的に製品の融通に協力するよう依頼する予定。			
徳島	①県内卸売販売業者におけるワクチン在庫、納品(見込み)量等把握 ②ワクチン不足時の国との連絡調整	県内医療機関におけるワクチン在庫、需要見込み等把握及び融通依頼		管内医療機関におけるワクチン在庫、需要見込み等把握及び融通依頼(定期の予防接種に必要なワクチン量の把握等を含む。)	有	今シーズンの注文量については、昨シーズンにおける使用実績の量を限度に注文していただくなど、関係者間で調整を図る予定。	医療機関の協力を得て、卸売販売業者が随時過不足調整する中、県内の過不足総数を把握していく方向で検討中。(医療機関個別の情報は、健康増進課、保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集。卸売業者の情報については、薬務課が収集。)	医師会等を通じて、返品を前提とした注文を避け、適正な量の取扱いに努めるよう協力を求める予定。	年内の接種を助めているが、一部市町村では流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、1月中旬までを定期とする予定である。	医療機関、卸売販売業者の協力を得て、迅速に過不足状況を調査するとともに、融通を依頼する。	県及び保健所ホームページにて周知する予定。		
香川	インフルエンザ予防接種医療機関の把握、医師会、卸業者等との対策会議、インフルエンザ流行予測の還元等			予防啓発	有	対策会議で医師会に前年の使用実績を上回らないように要請する。	国からの依頼調査、及び不足情報により必要に応じて実施する。	対策会議で医師会等に周知する。	広域予防接種においては期限を12月末としている。	対策会議を開き、ワクチンの融通を関係機関に依頼する。	県ホームページ、市町の広報紙等で周知する。		
愛媛	インフルエンザワクチン供給体制の総合調整	高齢者等の予防接種に関すること。		担当課、市町村等との連絡調整及び協力	有	昨年同様、医療機関、卸売業者に初回注文量が前年の使用実績を上回らないよう要請する。	昨年同様、定期在庫調査を実施し、関係者へ情報提供する(10月～2月)。	大量の返品が生じないよう注文量を設定する必要がある。	12月中旬までに接種を終えるよう県広報等で周知。	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。	接種可能な医療機関名を、広報、個別通知等により周知するよう市町村に助言する。		
高知	ワクチンの適正流通指導、監視	インフルエンザに関する情報収集及び医療業務課に対する情報提供		住民に対する医療機関等の情報提供		設置予定(平成20年10月)	過剰に在庫しないよう医療機関に通知	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予定	平成20年10月1日から12月31日まで	卸間の融通	保健所を通じて周知を図る。	500本以上の返品があった医療機関への聞き取り調査を実施
福岡	・卸売一般販売業者におけるワクチン販売実績、在庫本数の把握 ・融通に係るワクチン適正販売の指導	・インフルエンザ接種実施医療機関の把握 ・上記医療機関におけるワクチン保有数の把握		・インフルエンザ接種実施医療機関の把握及びワクチン保有数の把握	有	・本年度の予約状況について調査予定。	・医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて随時調査を行う。 ・卸売一般販売業者における販売数量・在庫状況を月1回定期的に調査する。	・昨年度実績との比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。 ・卸売一般販売業者における返品の多寡について、在庫状況と合わせ把握に努めるとともに、医師会等を通じ、恒常的に返品を行っている医療機関については、その名称等を公表することがありうる旨説明する。	・インフルエンザ予防接種実施要領(平成19年3月29日健発第0329021号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知)に基づき、市町村へ12月中旬までの接種動奨を通知(7月30日発出済)	・ワクチンを保有する医療機関を把握し、保健福祉環境事務所(保健所)を通じて紹介する。 ・必要に応じ、卸売一般販売業者にワクチンの融通を依頼する。	・保健福祉環境事務所(保健所)に相談窓口を設置し、医療機関の紹介を行う。 ・相談窓口の設置を、市町村を通じて住民に情報提供する。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と動奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
佐賀	・卸売販売業者を通じての状況確認と指導 ・融通調整(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)		・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)	設置済み	医師会を通じて前年の使用実績を上回らないよう要請を行う。また、卸売販売業者を通じて注文量の調査を定期的に行う。	卸売一般販売業者の調査は定期的に、医療機関の調査は不足情報入手後必要に応じて実施する。	医師会及び卸業協会へ要請を行う。	県内全市町で統一して定期予防接種の期間を10月から12月までとして実施する予定である。実施期間の周報については、広報紙への掲載や報道機関への情報提供など県と市町が協力して広報に取り組む。	医療機関等の状況調査を行い、接種可能な医療機関等を住民へ情報提供する予定。	県のHPや市町による広報等の他、必要に応じて各種広報媒体による周知を考えている。	
長崎	医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	・市町村に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供		・管内市町村に対する予防接種の指導調整 ・管内医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・地域住民に対するワクチン使用の情報提供 ・管内医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	有	前年度の注文量を上回らないように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	医師会、卸売販売業者へ在庫等の調査に協力するように依頼している。	返品という商慣習が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	関係法令及び実施要領によることとしている。特に期限は定めていない。	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足した場合には、厚生労働省へ報告を行う。	各市町の判断及び対応に委ねる。	
熊本	医薬品製造業者及び卸売販売業者の在庫量把握及び供給調整の要請、医師会等への情報提供	医療機関の在庫量把握、需要調整の要請及び情報提供		管内医療機関及び市町村の連絡調整、相談窓口	有 (インフルエンザ対策会議を10月上旬に開催予定)	初回注文量が前年度の使用実績を上回らないよう協力を要請する。	シーズン前及びシーズン中に調査実施予定。	医師会や卸売販売業者に対し、初回注文量の抑制や分割納入により返品が生じないように要請する。	市町村に対し、定期接種の対象者に対し、12月中旬までに接種することを動奨するよう指導する。	卸売販売業者及び医療機関における在庫状況を把握し、卸売販売業者及び医療機関に対し融通の協力を要請する。	医療機関等における在庫状況を把握し、接種希望者からの問い合わせに対し、接種可能な医療機関を紹介する。	
大分	医薬品卸業者及び医療機関の在庫調査	接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知及び予防接種法に基づく接種期限の設定指導		接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知	有	例年どおり、関係者に対して、平成20年7月8日付け厚生労働省三課長名通知を周知した。対策委員会において、適正な注文を行うよう医師会選出委員等へ要請する。(前年度実績を上回る予約防止について医師会会員へ周知)	例年どおり、シーズン中の適当な時期(10月末から1月末)に調査を実施する。	例年どおり、関係者に対して、平成20年7月8日付け厚生労働省三課長名通知を周知した。対策委員会において、関係委員から会員に周知するよう要請した。	平成21年1月市町村広報誌に掲載	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	保健所から周知を図る。	
宮崎	医薬品卸売一般販売業者への指導及び在庫調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請。インフルエンザ接種実施医療機関への指導及び在庫調査。	医療機関に対する情報提供。	管内の医療機関、県民からの相談窓口	有 (県内においてワクチン不足が見込まれる場合には、インフルエンザワクチン対策連絡会議を開催する)	医療機関からの予約が前年度使用実績を上回らないよう協力を求める。また、医薬品卸業者に対し、分割納入の徹底を依頼する。	卸売一般販売業者への在庫調査を10月から2月まで定期的に実施する。医療機関については、11月15日現在のワクチン在庫量を調査する。その後シーズン中に不足状況が確認された場合、随時的に同様の調査を行う。	医師会を通じ、返品を前提として注文及び在庫管理を行わないよう要請する。	高齢者を対象とした定期予防接種の実施主体である市町村に対し、インフルエンザの流行シーズンに間に合うよう、12月中旬までに予防接種が行われるよう計画策定を依頼する。	地域で不足する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県は余裕のある医療機関へ融通依頼を行い、卸売業者はこれに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報を精査し、国に放出を依頼する。	県医師会、宮崎市保健所、県保健所に相談窓口を設置し、接種可能な医療機関の案内を行う。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						その他新たな対応について
	薬務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勸奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
鹿児島	管内のワクチン在庫調査、県医師会・県卸業協同組合との連絡調整等に関する事等			各地域医師会、卸売業者との連絡調整に関する事等	無 (当県では、これまでも既存の県予防接種対策協議会の中で、インフルエンザワクチンの供給対策等について協議しており、今後も引き続き当該協議会を活用して協議することとしているため。)	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、過剰な注文とならないよう文書で依頼した。	医薬品卸売業者については、在庫数量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認することとしているが、医療機関等については、ワクチンが不足する事態が生じた場合に検討することとしている。	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、文書で改善を依頼した。	インフルエンザ予防接種実施要領に基づき12月中旬までに設定してもらいように各市町村に依頼予定。	医療機関間でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう医療機関へ依頼する。また、必要に応じて医師会等を通じて在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。	県のホームページや市町村の広報誌等を活用して周知予定。	
沖縄	医薬品卸売業者の調査、指導を担当	市町村への早期接種を要請		地区医師会に属さない医療機関の調査	有	医師会及び医薬品卸売業者を交えた会合において、適正数量等を検討する。	適宜実施する。	左記会合においてコンセンサスを得、改善を図ることが必要と考えている。	2月まで公費補助期間をとっている市町村も多いため特に延長などは考えていない。啓発策についてはポスターなどを通じ12月までに予防接種を受けるよう呼びかけている。	県としては、医療機関と卸売業者の連携に期待したいところだが、それだけでは終息しないことが予想される。製造メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策だ。	県のホームページや報道機関を利用して周知を図る。	

都道府県別インフルエンザワクチン予約状況の調査結果について

- ・ 医療機関等と卸販売業者間のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の予約状況について、平成 20 年 8 月 31 日時点でワクチン製造業者・販売会社が把握している分を厚生労働省に報告してもらい、集計した。
- ・ ワクチン予約本数は、全国計で、23,342,128 本（1mL 換算、以下同様）。昨シーズンの使用実績 22,574,335 本に対して、3%増となっている。
- ・ 平成 20 年 7 月 8 日付け厚生労働省三課長通知「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」において、初回注文量を含む全注文量が前年実績を上回らないように通知しているところであるが、初回注文における予約段階では、29 都道府県において前年実績を上回っている。

前年実績を上回っていない県も含めて、注文の数量に偏りが生じないように、予約本数を参考にしつつ、分割納入について十分検討する必要がある。

平成20年度インフルエンザワクチン 都道府県別予約本数（8月31日現在把握分）
 （平成19年度の使用本数については、平成20年3月31日締め）

		国内4社製造業者合計		
NO	都道府県名	平成20年度予約本数(1mL換算)	19年度使用本数(1mL換算)	昨年使用実績に対する予約本数割合
1	北海道	1,075,437	962,631	112%
2	青森	258,336	250,570	103%
3	岩手	249,999	246,400	101%
4	宮城	439,172	423,221	104%
5	秋田	227,946	216,178	105%
6	山形	239,681	223,361	107%
7	福島	418,337	408,634	102%
8	茨城	516,381	526,685	98%
9	栃木	399,466	379,935	105%
10	群馬	371,020	346,208	107%
11	埼玉	1,094,777	1,021,956	107%
12	千葉	1,095,146	977,657	112%
13	東京都	2,513,116	2,316,883	108%
14	神奈川県	1,464,935	1,378,295	106%
15	新潟	494,355	474,543	104%
16	富山	207,901	232,785	89%
17	石川	215,876	222,248	97%
18	福井	139,719	159,310	88%
19	山梨	192,642	167,732	115%
20	長野	453,699	427,240	106%
21	岐阜	421,026	390,809	108%
22	静岡	667,014	689,736	97%
23	愛知	1,482,554	1,386,380	107%
24	三重	340,619	342,245	100%
25	滋賀	260,282	240,289	108%
26	京都	458,749	422,838	108%
27	大阪	1,553,970	1,446,780	107%
28	兵庫	975,582	891,964	109%
29	奈良	254,513	238,791	107%
30	和歌山	205,683	190,061	108%
31	鳥取	114,365	123,853	92%
32	島根	119,081	152,076	78%
33	岡山	353,978	357,305	99%
34	広島	525,292	581,973	90%
35	山口	283,364	304,215	93%
36	徳島	109,493	152,182	72%
37	香川	175,502	199,642	88%
38	愛媛	223,314	280,377	80%
39	高知	69,878	136,608	51%
40	福岡	843,116	831,054	101%
41	佐賀	179,394	171,273	105%
42	長崎	261,493	301,661	87%
43	熊本	336,626	322,662	104%
44	大分	250,398	241,712	104%
45	宮崎	226,484	231,644	98%
46	鹿児島	393,345	367,978	107%
47	沖縄	189,083	215,767	88%
	計	23,342,128	22,574,335	103%

平成20年9月18日

ワクチン製造業者・販売業者の今シーズンにおける取り組み

社団法人 細菌製剤協会

1. 平成20年度インフルエンザワクチンの生産状況

1) 生産予定：検定提出時期及び合格通知交付予定日

国家検定提出	検定提出日	合格通知交付予定日
第1回目	8月 8日 ～ 8月19日	9月10日
第2回目	8月29日 ～ 9月 2日	9月25日
第3回目	9月12日 ～ 9月17日	10月16日
第4回目	9月26日 ～ 9月30日	10月24日
第5回目	10月10日 ～ 10月15日	11月 6日
第6回目	10月24日 ～ 10月28日	11月19日

2) 供給予定（数字は概数）

供給予定時期	供給数量（1mL換算）
9月下旬	1,020万本 (38.8%)
10月上旬	570万本 (21.7%)
10月下旬	433万本 (16.5%)
11月上旬	414万本 (15.7%)
11月下旬	193万本 (7.3%)
合計	2,630万本

3) 備蓄量

現時点での想定本数 40万本（1mL換算）

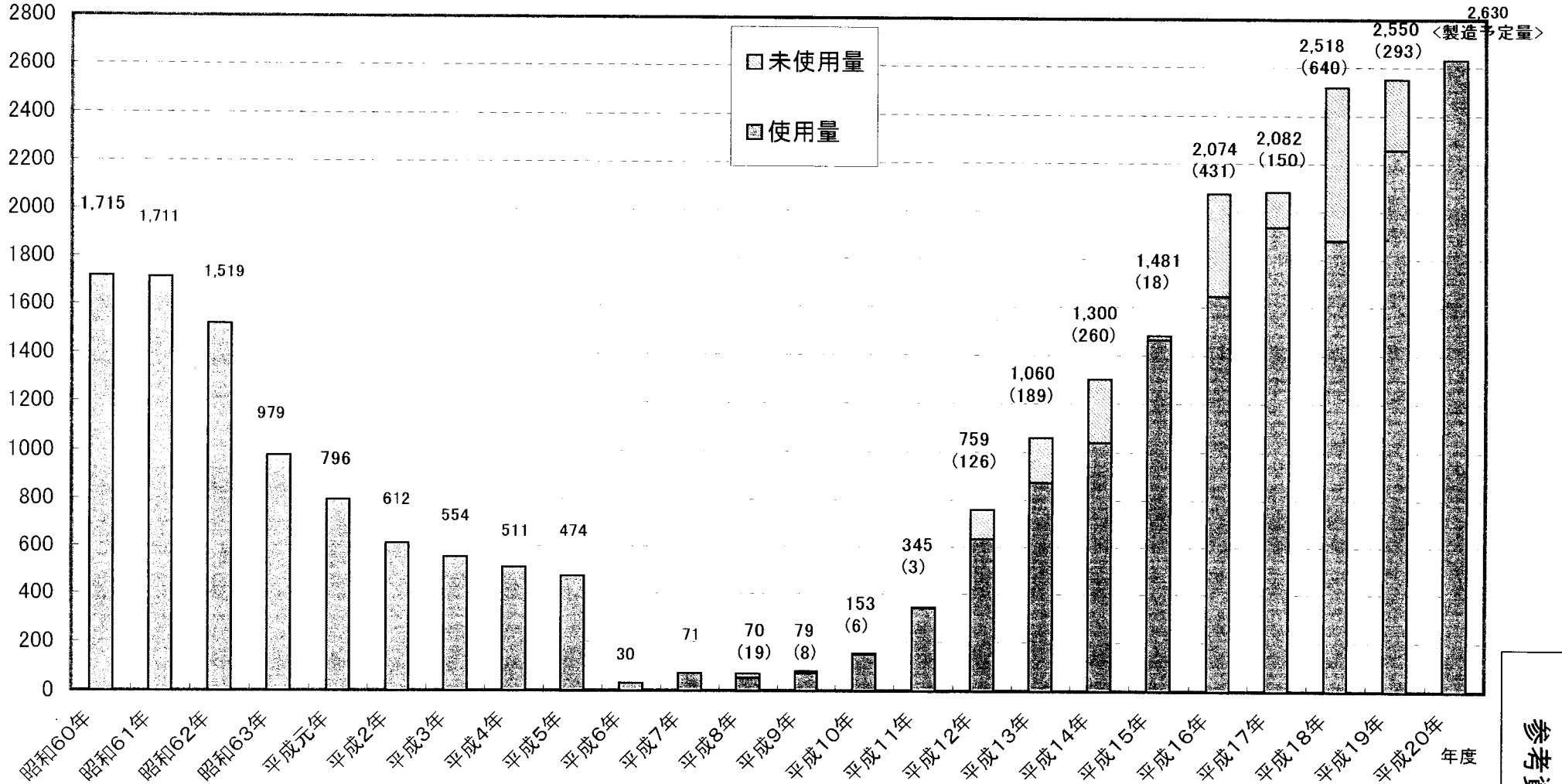
2. 参考データ（平成19年度実績） ※ 本数はすべて1mL換算

- 1) 需要予測量： 1,940万本 ～2,080万本
- 2) 製造量： 2,550万本 H18年度比：101.3%
- 3) 備蓄量： 40万本（備蓄解除日 20万本：H19.12/14、16万本：H20.1/25）
- 4) 使用量： 2,257万本 H18年度比：120.2%
- 5) 未使用量： 293万本

インフルエンザワクチン製造量の推移

平成20年9月18日現在

数量(万本)



グラフ中の数字は、製造量
()は未使用量(内数)

※平成7年以前の未使用量については不明。
※未使用量には返品数と流動在庫が含まれる。

参考資料